

令和7年9月29日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 繼	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 白仁田 和 哉
事 務 局 長 棚 佐 中 島 圭 太
議 事 管 理 係 長 松 本 則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	松尾勝利
副市長	鳥飼広敬
教育長	吉牟田一
政策総務部長	川原逸
市民部長兼福祉事務所長	岩下善
産業部長	山崎公
建設環境部長	山浦康
総務課長	嶋江克
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺岡弘
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長	中村祐
広報企画課長	田中美穂
財政課長	田村秀
財政課参考事	森隆
市民課長	幸尾かおる
福祉課長	高木智子
商工觀光課長	中原尾美佐子
農林水産課長	星野晃子
水道課長	中村浩一郎
教育次長兼教育総務課長	江頭憲和
生涯学習課長兼中央公民館長	山口徹也
監査委員事務局長	北村直紹

令和7年9月29日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和7年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	4 中 村 日出代	<p>1. 令和6年度鹿島市生涯学習課業務委託に関する住民監査請求結果について (1)監査制度の目的について (2)予定価格の算定について ①鹿島市物品役務等の見積徴収適正執行のための指針について ②入札業者から提出された参考見積書について ③監査委員の判断及び理由について</p> <p>2. 市行政事務の度重なるミスの発生について (1)松尾市長の市行政事務の度重なるミスの発生への見解について (2)令和7年6月6日発表、生活保護における加算の認定漏れについて (3)令和7年8月20日発表、戸籍証明書（除籍謄本）の誤交付について (4)令和7年8月27日発表、鹿島市プレミアム付商品券当選者通知の誤発送について</p>
8	3 笠 繼 健 吾	<p>1. ゼロカーボンシティの取組みについて (1)2022年（令和4年）9月ゼロカーボンシティ宣言後、どのような取組みがなされてきたか (2)再生可能エネルギー、太陽光発電の設置状況はどうか 企業の取組み、個人の取組み、補助金の内容はどうか (3)公共施設のLED化はどうか、採算面を概略説明ください</p> <p>2. 森林環境整備の取組みと森林環境譲与税の資金の状況について (1)現在までの森林整備の取組み状況はどうか、資金の動きはどうか (2)整備を実施している対象とその割合、対象でない理由は何か (3)間伐整備で森林の中は整備できていると思われるが、外側からは整備の状況が感じられない。市道上は荒れており、整備の必要性を感じるがどうか。</p> <p>3. 災害時の避難場所の環境対策はなされているか (1)避難所として指定している場所はどこか。準備している物は何か、間仕切り等はどうか、簡易トイレ、女性専用はあるか。 (2)暑さ、寒さ対策（空調の設置）はどうか</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
9	9 松 田 義 太	<p>1. 水道事業の維持管理について (1)水道施設（配水管等）の現状について (2)更新計画の進捗状況について (3)水道施設の老朽化に伴う漏水事故、断水の発生状況について (4)今後の水道施設の更新、耐震化の取り組みについて</p> <p>2. 教育環境の充実について (1)小・中学校の体育館、特別教室の空調設備について (2)小・中学校トイレの洋式化について (3)学校施設管理の充実について</p> <p>3. 市施策のデジタル化の取り組みについて (1)プレミアム付商品券について (2)かささぎでGo！キャンペーン第4弾について</p>

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。

9月議会の質問項目は2項目です。1、令和6年度鹿島市生涯学習課業務委託に関する住民監査請求結果について、2、度重なる市行政事務のミスの発生について質問いたします。小さい項目は省略させていただきます。

それでは最初に、大きな項目について総括質問を行います。

1の監査請求結果についてです。

住民監査請求については、今年4月21日に提出されております。請求の法的根拠は地方自治法第242条第1項です。条文が長いですので、要約して紹介します。

鹿島市の住民は、市長もしくは職員について、違法もしくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結が認められるときは、これを証明する書面を添え、監査委員に監査を求め、当該行為を防止し、是正し、または当該行為によって被った市の損害を補填するために必要

な措置を講ずる請求をすると規定されている法律です。この法律を根拠に今回の監査請求が行われました。

それでは、監査委員会に監査制度の目的について説明をお願いいたします。

次に松尾市長に、松尾市長は市民生活に重大な影響を及ぼした今回の行政事務のミス連続発生についてどのような見解を持っておられるのか、答弁をお願いいたします。

関連質問はこの後行います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

私のほうには、市の行政事務のミスの発生についてどのような見解を持っているかということについて答弁をいたしたいと思います。

職員が日頃から緊張感を持って業務に当たる、これは当然のことです。しかし、人間がやっていることがありますので、どうしてもミスは起こり得るものだというふうに思います。重要なのは、人がミスをする前提でそれをどう減らしていくのかということにあると思います。組織としては、あらゆる行政事務のチェック体制の検証、見直しを行い、また、個々の職員にあっては事務能力や意識の向上を図るなど、今後、事務ミスを極力減らしていくように努めなければなりません。また、ミスが起った際は情報を共有し、速やかに対応ができるような組織づくりにも努めていかなければならないと考えています。

今回取り上げられました3件のミスに関しての見解としては、生活保護事務と戸籍事務の2件、それから、プレミアム商品券当選通知の誤発送に関する事とは、そのミスの性質からして分けて考える必要があると思います。

まず、福祉課と市民課のミスについて申し上げますと、職員の理解不足や不十分なチェック体制などがミスの要因となっておりまして、再発防止に向けた効果的な対応を図っていかなければならないと考えております。

次に、プレミアム商品券の件についてでありますが、委託業者の確認不足がミスの大きな要因であると考えられます。しかしながら、市が委託した事業において市民の皆さんに御迷惑をおかけしたのは事実であり、市はこのことを重く受け止めなければなりません。委託業者に対しては、契約に基づき厳正に指導するとともに、再発防止策を講じ、市としてもチェック体制をより強化して連携していくなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

北村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（北村直紹君）

それでは、私のほうからは監査制度の目的についてのお尋ねにお答えいたします。

監査制度は、地方自治法第199条の規定に基づきまして、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているかを検証することを目的としております。あわせて、鹿島市監査基準第1条におきましても、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とすると定められております。

また、監査委員は、地方自治法第196条に基づき議会の同意を得て選任される独立した機関でありますし、市長その他の執行機関からの指揮監督を受けず、中立公正な立場で職務を遂行することが制度上も保障されているところです。

加えて、住民監査請求制度は、地方自治法、先ほどもおっしゃいました242条に定められているとおり、住民自らが市政を直接監視できる仕組みであり、市政の透明性と信頼性を高める役割を果たしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

北村事務局長には慣れないところをありがとうございました。

それでは、最初の質問の令和6年度鹿島市生涯学習課業務委託に関する住民監査請求結果について質問いたします。

今回の住民監査請求要旨について紹介いたします。

令和6年度鹿島市生涯学習課業務委託の契約締結に係る行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項第3号の「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。」の規定により、落札業者の落札率100.00%は同法違反の疑いがあるとの請求内容です。つまり、官製談合の疑いがあるとの請求です。この法律に違反した場合は、罰則として5年以下の拘禁刑または2,500千円以下の罰金と厳しい処分が下されます。

この請求に対して監査委員の監査結果は、「本件の請求については、合議により次のように決定した。当該入札に関しては、入札談合等を行うことが容易となる情報の漏洩があつたとは認められず、法令に違反しているとはいえないため、請求人の主張に理由がないものと判断し、本件措置請求はこれを棄却する。」としております。監査結果を読んで理解できない解釈が多くありましたので、今回質問をいたすことにしました。

まず、入札制度について紹介します。

入札制度が必要とされる理由は、税金という市民の皆さんの大切なお金を効率的かつ公平に、適法に利用するための制度です。この仕組みによって過剰な支出を防ぐと同時に、仕事を請け負った企業間に健全な競争を生み出します。その結果、公共事業の質の向上や透明性の向上が期待されます。例えば、1億円の事業費が100%で落札されれば事業費は残りません。しかし、95%で落札されれば、5,000千円が残ります。この残った税金はまたほかの事業に補填することもできます。先ほども言いました、この事業費は市民の皆さんが納めた大切なお金、税金です。法律にのっとり適法に、効率的かつ公平に利用するのは当然のことです。

それでは、住民監査請求結果に基づき質問をしてまいります。

請求で示されている違反のおそれがある具体的な行為について紹介します。

1、入札談合等を行うことが容易となる情報。鹿島市内に業者は3社あるにもかかわらず、A社1社のみに業務見積書作成を依頼した事実は、令和6年4月23日付、A社から市長宛てに生涯学習課業務委託として消費税及び地方消費税10%を含め、総額計9,499,913円が計上されている。それを基にして、市では予定価格を、総合計から87,999円を引き、9,411,914円としている。その予定価格も、9,411,914円とA社の落札額9,411,914円が全く同一金額である。このことから入札談合等を行うことが容易となる情報に該当するおそれがある。

2、秘密として管理されているもの。予定価格は業務委託で非公開である。

3、特定の者に対して教示、または示唆すること。A社1社のみの業務見積書作成を依頼した行為は、特定の者に対して教示した行為に該当するおそれがある。通常は複数の見積書を作成し、市は予定価格を決定しなければならない。

大きい2、鹿島市への損害として、1、通常の落札率を95%と仮定すれば、予定価格9,411,914円の95%は8,941,318円で470,596円の損害を市に与えている。2、上記法律の違反であれば入札契約が無効であり、市の損害は9,411,914円となると、違反のおそれがある行為を具体的に指摘しております。

また、鹿島市業務入札心得には、第2条第2項に無効の入札の規定があります。当該競争入札について不正行為（談合を含む。）を行った者については、入札は無効と規定されています。その監査委員が行った調査結果について、これから質問していきます。

調査結果の中で一番重要と思われる項目について伺います。

1、予定価格の算定について伺います。

①鹿島市物品役務等の見積徴収適正執行のための指針について質問します。

初めに、鹿島市物品役務等の見積徴収適正執行のための指針の内容を紹介します。

趣旨は、物品役務等の予算計上をする際の参考見積り（以下、「参考見積り」という。）の徴収や随意契約を行う際の見積合わせ等、業者から見積徴収を行う上でのコンプライアンスの徹底やトラブルの回避を図ることを目的に見積徴収の適正な執行に向けた指針を定める。

コンプライアンスとは、法令遵守、法令を守るということです。

内容を紹介します。

1、参考見積徴収、(1)業者選定、ア、参考見積りを徴収する際は、指名（または見積合わせ）対象となる業者を必ず複数（原則指名競争入札は3社以上）を選定する。今回の問題となっている入札は指名競争入札です。

(2)相手方への依頼について、ア、参考見積りを徴収する際は、翌年度の予算計上するための参考見積りであることを相手方に対し明確に示し、その後の発注を依頼先に期待されることがないように努めること、また、特定の業者に集中しないように配慮すること。イ、参考見積りを徴収する際は、原則として文書（別紙1、参考見積依頼文）で依頼することとし、事前に所属長の決裁を得ることと定められております。

大きい2として活用方法、(1)各見積りの評価に当たっては、見積りの内容が依頼書の内容（見積条件、見積依頼の仕様書等を満足し、かつ適合しているかを照合するとともに、それぞれの見積りにおける相違（内容、価格も比較する）を把握し、一覧表等により評価を加える。

(2)見積りの採用に当たっては、内容、価格の内訳、価格の異常値の排除や平均値（見積りの数が多い場合は最頻度値）等の評価を加えるとともに、内容を精査し、信頼性を確認の上、決定すること。また、過去の同一業務等の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を十分に勘案し、より適正な予定価格の設定に努めることと定められております。

これから監査委員の調査結果に記載されている内容について質問いたします。

まず、先ほど言いました(1)予定価格の算定について、監査委員の調査結果の前半を紹介します。

生涯学習課は設計図書を作成するに当たり、参考見積りをA社からのみ徴収していた。このことは、見積徴収指針に基づかないものであるが、この業務に携わった課内の職員の全てが見積徴収指針の存在を認識しておらず、その内容の共有もなされないまま事務手続が進められたことが要因であると記載されております。要因とは、物事を発生させることになった主要な原因ということです。

これから監査委員の質問については、今回の監査調査を市として実施し、報告書を作成した監査委員会の北村事務局長に答弁をお願いいたします。

先ほど紹介しました、担当課がこれまでの業務委託、また、事業費の入札業務において、この業務に携わった課内の職員の全てが鹿島市物品役務等の見積徴収適正執行のための指針の存在を認識しておらず、その内容も共有されないまま事務手続が進められたことが要因と記載されております。

この結果を見て、本当びっくりすっですね。入札に関する指針を課長以下職員、みんながこれを認識していない、共有もしていない。入札業務は、それではどういうふうにして行っ

ていたかということですよね、普通で考えて。その内容も、これが本当であれば、生涯学習課の職員は担当職員として入札業務について理解しないで業務を行っていたということになりますね。

そこで、質問です。川原部長に質問です。

川原政策総務部長は入札業務に関わる責任者として、同指針を認識も共有もしていないで入札を実施してきたこの事案について、どのような見解というか、お考えをお持ちか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

本件につきましては、監査委員の結果報告書にあるとおりでございます。議員御指摘の、課の課長をはじめ職員がそれを共有していなかったという部分について申し上げたいというふうに思います。

先ほど御紹介のとおり、参考見積りにつきましては、1社からしか徴収していなかったことにつきましては、それを定めた、先ほど議員おっしゃいましたコンプライアンスなり、トラブル回避を目的としたこの指針にそぐわない事務上の不備であったというふうに考えております。

そういう中で、それを十分に履行できなかったというところは、十分な庁内での共通の認識ができていなかったということでありまして、これについては事務上の不備でありますので、十分そこは反省をしながら、今後、改善等に向けたその取組を今行っているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私は責任をどう感じているのかと質問しました。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

責任については、この再発防止策をしっかりと取ること、今後このようなことがないように職員全てがこのことを共通認識としてしっかりと押さえること、それに基づいて事務を執行することあります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

次に、契約は参事ですね。鹿島市物品役務等の見積徴取適正執行のための指針を認識していなかった。これは各課が業務として通常行っている入札業務の指針ですね。その基本中の基本の見積徴取適正執行の指針を課の全職員が認識していないで職務を行っていた。令和6年度の入札総件数は154件で総金額11,874,415,455円ですね。その中の業務委託の総件数と契約金額をまず教えてください。

○議長（徳村博紀君）

森財政課参事。

○財政課参事（森 隆文君）

お答えいたします。

令和6年度の業務委託の件数は44件で、契約金額は117,386,367円となっております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

117,380千円、この契約を、指針も知らないでその業務を行っていたというのがまず信じられんですね。信じられんでしょう。

ここで、毎年実務に直結した各種要綱とか指針については、研修とか講習は行っているんですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

各種指針等の周知徹底に当たり、研修等は行っているかという点かと思います。お答えいたします。

まず、職員全体に関わる公務員としての基本的な部分、例えば、地方公務員法だとか、そういう部分に関しては、総務課のほうで全体的な基本的な部分として研修等をやることもあります。今回の指針等につきましては入札契約関係ということで、研修としては行われていなかったんじゃないかなと認識しておりますけど、基本的には原課のほうで職員に対する研修等を行うというような形になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

原課というたら生涯学習課で行うということ。（発言する者あり）入札額で。私が決算で言った後にメールか何かで物品のとを送ったですね、確認のためにね。

そういうのはしかし、大事かことは原課とかなんとか言わんで、これは大変なことじやなかですか、1億幾ら。ほかの入札まで入れたら117億円でしょう。予算の69%ぐらいを占めたわけですよね。そしたら、やっぱり責任を持って総務課のほうで大事なところは皆さんにお知らせして、研修をさせるというようなことを今後やってもらいたいと思いますけど、川原政策総務部長どうですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えいたします。

今回の趣旨につきましては、制定と同時に府内全職員に話をしたところであります。しかしながら、こういった結果になったということは十分重く受け止めて、また、これに限らず、例えば、いろんな要綱制定であったりとか、指針とか、そういった規定につきましては、広く職員のほうに周知徹底をするとともに、課内もしくは府内の中でも十分浸透するような試みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

北村局長、ちょっと質問しにっかばってんが、先ほどのを読みましたように、この指針を知らなかつたから1社からの徴収でよいとの監査委員の判断のように理解しました。指針には、参考見積りを徴収する際は指名または見積合わせ対象となる業者を必ず複数、原則指名競争入札は3社以上を選定すると定められておりますね。また、見積活用方法にも、各見積りを複数依頼し、総意を把握して一覧表等を作成し、評価を加えると。2として、見積りの採用に当たっては、内容を精査し、信頼性を確認の上、決定すること、より適正な予定価格の設定に努めると規定されていますね。

1社では各見積りを評価する一覧表も作成できませんね。まず1社だけではね。そういうことは競争入札にもならんですね。この定めを課長以下職員の全てが認識していなかつたので、今回の指名入札にはこの指針は適用されないという監査委員の判断のように私は思いました。規則を知らなければ規則を守らなくてもよいということになりかねません。この判断は理解できません。監査委員と事務局で合議した内容を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

北村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（北村直紹君）

先ほどの指針のことについてお答えいたします。

先ほどからおっしゃっているその指針でございますが、そちらのほうは鹿島市で規定した、いわゆる内部規定でございます。それは指針という、いわゆるガイドラインでありまして、法的拘束力まではないという監査委員の判断でございます。

そこで、監査結果のところにも、設計図書の作成に用いた参考見積りが1社からのみ徴収されたことについては関係部署から提出された資料により確認できたが、そのこと自体が地方自治法等の法令に違反しているとは認められなかつたということで判断をしています。

それと、あと意見のほうにも監査委員の意見としまして、財務規則には具体的に複数社から参考見積書を徴収しなければならないという規定はありませんので、監査委員の判断といたしましては、今回の事務処理が直ちに法令等に違反したかまでは言えないという判断をしたものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

法的根拠がないと言いますが、法的根拠はあるじゃないですか。なしかといったら競争入札でしょう。だから指針があるわけじゃないですか。競争入札を担保するために見積りを取ってくださいと。

それから、地方自治法とかなんとか言われていますけど、これはその法律の違反を求めているわけじゃないでしょう。官製談合じゃないかということを求めているわけでしょう、この違反を。財務規則とか地方自治法の違反を求めているわけじゃないですよね、監査請求の内容がですよ。だから、そう言うしか致し方なかつたと思うばつてんが、それで、北村局長に厳しい質問ばかりするばつてんが、指針には参考見積りを徴収する際は原則として文書、別紙1、参考見積依頼文を書いて、所属長の決裁の印鑑をもらって、そして、依頼文を出しなさいとなっていますね。それも3社以上。この依頼文は調査したときに確認しましたか。

○議長（徳村博紀君）

森財政課参事。

○財政課参事（森 隆文君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今回のこの業務について、見積徴収の依頼文書としては多分出されていないということをお聞きしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

参考見積書の依頼文がないということは、課長の決裁も受けていないということですね。私、情報公開を求めたら、口頭でしましたと言われたですね。文書を所有していない。課長の決裁もないような事業に正当性があるのかと思うんですよね。

参考見積依頼書は課長名で作成しますね。参考見積書の公文書、今言いましたように公文書開示を請求しました。不開示、公文書を保有していない。その書類が存在しない。具体的な理由として、口頭で見積依頼を行った、1社のみに。口頭ではできんですね、課長から課長の決裁をもらわんばと。参考見積書の一番最初の大変な書類がなければ、この入札そのものの手続が無効ではないかと思うんですけど、川原部長どうですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

本件入札自体が無効ではないかというふうなお話かと思いますが、本件に関しましては、住民監査請求結果で監査委員が判断をいたしているところであります、その件については、今こちらのほうで私のほうから申し上げることはできません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私から申し上げることはできんということは、監査委員の結果を見て、適正だったということでしょう。適正だったということですね。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

この件につきまして、冒頭、北村事務局長のほうが申し上げましたとおり、この監査委員制度につきましては、市長、執行部局から独立した機関となっておりまして、その独立機関である監査委員が判断をした結果がお手元にお持ちの結果書になりますので、そういうことで申し上げました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、2番目の業者から提出された参考見積書について、後半での調査結果には、A社から提出された参考見積書において、見積内訳書の合計金額と見積書表紙の総合計金額に差異があったため、生涯学習課担当者が問合せを行った結果、業者側の算定誤りが判明し、生涯学習課と業者との間で修正後の正しい金額を確認した。ただし、生涯学習課は当該参考見積書を設計図書作成のための参考資料であるとの判断から、修正後の参考見積書の再提出までは求めなかつたということですね。

業者側の算定誤りが判明して、生涯学習課と業者との間で修正後の正しい金額を確認したとありますけど、正しい金額というのは、担当課が参考見積りを3社以上から徴収して、それを一覧表にして評価して適正な予定価格を設定する、これが正しい予定価格の設定された金額ですね。入札を行う前に担当課と業者との間で修正後の正しい金額を確認し合う。これは正しい金額でも何でもなく、予定価格の話合いをし、決定した。つまり、予定価格の情報を漏らしたということにはなりませんか。北村事務局長、合議の中での監査委員の意見を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

北村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（北村直紹君）

先ほどの質問にお答えいたします。

正しい金額を確認したものは、報告書にあるとおり、参考見積書の金額が表紙と内訳と違っていましたので、その部分のみを確認したということでございますので、参考見積りの金額が予定価格として漏れたとか、そういう事実認定は監査委員は行っていないところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

この業務見積りの予定価格というのは非公表ですね。秘密として管理されておるわけですよね、非公表だから特にね。また、業者と予定価格について話し合うこと自体が秘密として管理されている情報の教示で、入札談合等を行うことが容易となる情報です。その結果、予定価格と入札価格が同額の9,411,914円と入札率100.00%となりました。この行為が官製談合の入札または契約に関する情報のうち特定の事業者または事業団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、示唆することに該当するおそれがあります。

もう監査委員には質問せんですね。川原部長に質問します。

見積徴収適正指針に原則3社以上から選定すると仮定されております。指名競争入札で競

争しなければならない入札にもかかわらず、1社のみに参考見積りを依頼している。また、入札結果があり得ない100.00%で落札しております。しかも、入札の参考見積依頼書がない。非公表の予定価格の算定について入札業者と話し合いを行い、価格を決定しております。この入札手続を適正であると認める決裁印を川原政策総務部長は押印しておられます。誰が見ても適正でない入札手続としか考えられません。この手続がおかしいと思わなかつた理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

これは繰り返しになり申し訳ございませんが、指針について、先ほど来おっしゃっております複数業者からの見積りというふうな規定がありますが、それで1社のみからの見積りを行い、複数業者から微しなかつたこと、これについては事務上の不備であるということで、これは監査委員のほうからも御指摘をいただいているところでありますし、その改善策を講じているところでございます。

先ほどおっしゃいました予定価格を当該業者と調整したのではないかということでございますが、これは見積書について差異があったので、これについての確認を行ったというところでございまして、予定価格ということではございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

予定価格ではございませんと、話し合ったとおりの金額になつるじやなかですか。

それで、監査委員の判断及び理由について、「請求人が主張するような違法行為や不法行為は確認されず、これを前提とした市の損害の発生についても、その根拠となる事実が認められないことから、本件住民監査請求には理由がないものと判断した。」と記載されておりますね。

官製談合の要件としては、指名競争入札で複数の参考見積りを依頼し、担当課がこれを評価して予定価格を決定して入札を行う、これは普通ですね、指名競争入札。今回のように参考見積りを1社のみに依頼して入札が行われ、競争入札が行われていないと思います。非公表の予定価格を話し合い、入札時の予定価格を入札業者と決定し、また、予定価格と入札価格が1円まで一緒で100.00%となりました。この点について、監査委員は請求人が根拠とする事実が認められなかつたことから、本件住民監査請求には理由がないものと判断されました。

官製談合事件は全国で多発しております。今回の監査請求内容と類似しているのではないかと思われる事件が令和6年、昨年10月25日に発生しております。富山県立山町の官製談合事件です。内容は、職員が業者に入札の情報を漏らした。町はこの業者1社のみにあらかじめ業務の一部を伝え、参考見積りを取らせていましたと説明しております。立山町の業務委託をめぐる官製談合事件では、職員へ大変厳しい判決が下されております。町長は責任として、自身の給与30%、副町長は給与10%の1か月を減額する条例案を議会に提出して可決されております。

刑事訴訟法の239条2項、公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないと定められております。この規定が公務員の告発義務です。それでは次に、2の度重なる市行政ミスの発生について質問いたします。

まず最初に、松尾市長には市行政事務の度重なるミスの発生への見解について総括質問で答弁を求めました。

次に、令和7年6月6日発表、生活保護における加算の認定漏れについて質問します。

発表された内容は、生活保護における障害者加算及び介護保険料加算についての認定漏れがありました。認定漏れ6件、遡及期間3か月から44か月、支払い総額1,524千円、対象となる生活保護受給者及び御家族に説明を行い、それぞれ加算の事実が生じた時期に応じ遡及してお支払いしました。遡及とは、遡ってということですね。

一番長期間の認定漏れは44か月で、3年と8か月になります。この発表の後、全員協議会で説明がありました。その資料では、加算の認定漏れの内容は障害者加算1件、介護保険料加算13件の計14件、173,995円と説明されました。この説明内容が違うことについて理由を説明してください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

今年6月6日に佐賀県のプレスリリースがありました。その中では、佐賀県においての生活保護における加算の認定漏れということで、佐賀県の所管する福祉事務所管轄内で遡及期間が3か月から44か月、支払い総額1,524千円ということで発表されました。

鹿島市において、このたび、生活保護における障害者加算及び介護保険料加算について認定漏れがありました。このような事案が発生したことにつきましては、対象となられた受給者の方、そして、市民の皆様におかれましては、おわびを申し上げますとともに、今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に取り組んでまいります。

鹿島市の生活保護における加算の認定漏れについて、6月12日に全員協議会で議会のほうに説明した内容につきましては、6月6日に発表されたのは佐賀県の状況であります、先

ほど議員がおっしゃられました障害者加算1件と介護保険料加算13件の計14件で総額173,995円、これが鹿島市における加算の認定漏れの内容となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、鹿島市で認定漏れになったのは、一番長期間の認定漏れというのは何か月ですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

鹿島市で加算の認定漏れが起こりました長期の件につきましては、障害者加算の認定漏れについてです。月数は5か月、追給額は76,900円となっております。

以上です。——すみません、訂正を。

一番長期間の認定漏れということで、介護保険料加算の9か月になりました。すみません。追給額は17,960円となります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

生活保護法の第29条の規定により、生活保護世帯の家庭訪問を行っていますね。各調査を行って、そこの実態調査を行うようになっています。この法律を根拠に、厚生労働省の実施要領では少なくとも年2回ということになっとつですよね。そして、実態を把握してくださいと。9か月やったですかね、認定漏れは。この9か月の間には、この御家庭には家庭訪問はしているんですか、していないんですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

家庭訪問につきましては、そのケースに応じて家庭訪問をするようになっておりますけれども、そのときに家庭訪問をしているかと思いますけれども、その間に介護保険料加算の認定漏れということで、介護保険料加算は介護保険事務所のほうに介護保険料が幾らかかるかとか生活保護になりましたという連絡票とかを送ったり、照会して、その回答を求めて介護保険料の認定をする必要がありますけれども、その確認が漏れていたという案件になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

どっちにしても各家庭によって回数も違うでしょもんね。2回以上やってくださいと決まつとるじゃなかですか。ということは、1年たってから次に来ているわけでしょう。1年間調査したですかと。そして、次のときに加算の漏れがありましたということでしょう。そいけど、9か月といつたら結構長い期間、漏れのあつとつじやなかかと思うんですよね。

生活保護を受けられている障害のある方への可算漏れというのは大問題ですよね。厚生労働省の要綱でも、その家庭に応じて2回以上——何回してもいいですとなつとつですね、家庭によってはね。そういうことで、やっぱり弱い立場の人への配慮を感じられるような活動をしていただきたいと思います。

また、金額の多い少ないには関係なく生活保護を受給されて、しかも障害のある市民に9か月の認定漏れというのは、福祉課へ今まで信頼していた方が、不信感が大きくなつた可能性もありますよね。一度失つた信頼を戻すことはなかなか容易ではありません。そいけど、しっかり家庭訪問をして、こういうことのないようにしてもらいたいと思います。

それでは、次の令和7年8月20日に発表された戸籍証明書の誤交付について質問します。

詳細としては、令和7年7月28日に市民課においてAさんが除籍謄本を請求され、7月30日に除籍謄本20通を交付しました。8月7日にAさんの申出により、20通のうち4通を誤つて交付していたことが発覚しました。原因として、Aさんの親族の1人について、同じ名前の別の人物の証明書を作成し、十分に確認されず、交付しました。除籍謄本というのは、戸籍内に記載された全員が死亡や転籍で亡くなつたとき、証明する重要な証明書類ですね。遺産の相続の手続とか様々な場面で必要となります。このミスも信じられません。これは1通、交付手数料が750円ですね。20通ですから15千円を申請して支払っておられます。

この件について、そのときに幹部職員の方は確認をしていなかつたのかどうか説明してください。

○議長（徳村博紀君）

幸尾市民課長。

○市民課長（幸尾かおる君）

まず最初に、今回の除籍謄本の交付事務に誤りがあつたことについて、市民の皆様におわび申し上げます。また、今回の事案を教訓として職員に必要な指導を行い、組織として再発防止に努めます。

さて、先ほど議員のほうから御質問がありました交付したときに上司が確認していたのかという質問ですけれども、交付したときにはかの者で確認はしておりませんでした。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

確認をぴしゃっとするようにお願いします。

それで、市民部長にお伺いします。

重大と思われるような行政事務のミスが連続して発生しております。岩下部長はこの件についてどのような見解を持っておられるのか、お願いいいたします。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

市民部長という御指名でございますので、今、いろいろお話を聞きながら感じたことをお答えしたいと思います。

まず冒頭に、中村議員におかれましては、今回いろいろな部署での問題が起ったこと、ミスが起ったことを一般質問に取り上げて時間を取っていただきまして、市民の皆様へ私どもが説明、あるいは改善策等の答弁の場にこの場を使っていただき感謝を申し上げます。

冒頭からありましたとおり、いずれの事象におきましても、その原因究明、そして、対象となる方への謝罪、再発防止策の協議実施をまず直ちに市としては行ったということを御説明したと思います。

このたび、府内でもその責任、問題が起ったことをまずは情報共有を行って、組織全体で問題解決に向けた取組の体制を強化しているところです。これは今まで課題が起きたとき、あるいは専決処分等のお話をしたときに対策を取っております。さらに議会への事前の説明や報告で、特に市民の皆様、今日はケーブルテレビでも御視聴いただいていると思いますけれども、皆様に向けての信頼回復のためのマスコミへのプレスリリース等を速やかに行っております。これは議員さん方と同時に対応してきました。

特に課題が起ったことに対しましては、各部署で情報共有を行いながら、府内では特に市長をトップとして厳しい指導も受けながら、次に改善をどうするかというところを協議しております。市民の皆様にも市役所として、市民の皆様一人一人のまずは信頼回復のため、組織の透明性とか、あるいは効率性を日々追求しております。市民の皆さんに信頼される行政の事務運営を目指していきたいと思います。

今回、各部署から示された改善策を再度強化して、併せて今回中村議員に御質問いただいておりますけれども、この御指摘等を踏まえながら、市役所としては議員の皆様方と両輪で市の発展に取り組んでいきたいと思います。市民の皆さんには特に今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、ちょっと簡単でございますけど、私の答弁に代えさ

せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

最後の質問ですね。令和7年8月27日発表の鹿島市プレミアム付商品券当選者通知の誤発送について、電子版と紙版と一緒にしたということで、654人で、その倍の人数になったということですね。

それでは、この電子版の委託料は幾らか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

まず、このたび、鹿島市プレミアム付商品券事業におきまして、送付する予定のない当選通知を送付しておりました。このことで市民の皆様に混乱を招きましたことをおわび申し上げます。また、このようなことが今後ございませんよう、委託事業者とのチェック体制を強化して業務を遂行してまいりたいと思っております。

お尋ねのありました委託契約の金額についてでございますが、委託契約の総額は88,000千円でございます。そのうちのプレミアムの原資が50,000千円となっております。電子版に關係する費用としては大体10,000千円程度でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

何%ぐらい売れたんですかね。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

何%ぐらい売れたかということにお答えいたします。

申込状況としましては、紙版につきましては66%、電子版につきましては12%でございました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

各お店でもあまり利用しているのを見ないという話をよく聞きますけれども、利用状況はどうですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

利用状況についてお答えいたします。

まだ9月から始まったばかりですので、10月に入ってから換金の状況など情報が入ってくると思いますが、私が何件かお店に聞き取りしたところでは、20枚とか、皆さん使っている方がいらっしゃるというふうにはお聞きしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

80,000千円も使うんだったら、「助かつ券」とかあるでしょう。あれでしたほうがよっぽどいいんじゃないかと思うんですけども、山崎部長、そこら辺はどうですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回、プレミアム商品券ということで行っています。前回は商品券というか、それを全市民の方にお配りして使っていただくということでやったわけですけれども、今回については経済の下支えと、あと地域の事業者の方の応援も含めて、より商品券を付加価値のある形で使ってもらうようなということで、プレミアム商品券という手法で選択をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

また再度発売があつているようですけれども、何か電子はあまり評判のよくないと言つたらおかしかですけど、あまり評判のよくなかごたっけん、あと1回また検討していただいて、その分は市民の方に援助したほうがよっぽどいいんじゃないかと思うんですよ、80,000千円もですね。

それで、最後に市長に、これまで質問してまいりました入札の不適正と思われる事案、また、市民生活に密着した事務でのミスが短期間に連続して発生している現状があります。今

議会で同僚議員から市長のこれまでの市政運営方針と思いについて質問がありました。市長は、市民目線で市民の声を聞き、市民目線で市行政を進めた。また、職員には市行政能力向上を図るため、市民サービスが大事であると市職員に徹底させてやってきたと答弁されました。現状ではこの市長の思いが達成されていないように思います。

なぜこのようなミスが発生するのか。一番感じるのは、緊張感の欠如ではないかと私は感じております。迷惑、被害等を被るのは鹿島の市民ですね。四、五年前までは、本当に部課長さん以下、緊張し過ぎというぐらい緊張しとんさつたばってんが、今現在はあまりその緊張を感じません。松尾市長にはこの事態を重く受け止めていただいて、最初、総括質問でありましたけど、原因の検証、また対策を検討して、危機感を持って今後の市政運営に当たつていただきたいと要請します。

そこで、市長に今後の市政運営について、お考えの答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、いろいろ我々の行政のミスの指摘をいただきました。さっき話されたように、市政運営というのは、市民の皆さん方が快適に安心な生活を続ける、そのことが大事だと思っておりますので、市民サービスも含めて、しっかりした形でやっていかなければいけないというのももちろんあります。そういう意味で、今回このようなミスが起きたということは、我々も真摯に受け止めて反省しながら、今後こういうミスがないように市民の皆さん方におわびを申しながら、職員と共に再発防止策をしっかりやっていきたいというふうに思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度の休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員の笠継健吾です。それでは、今から始めます。

異常な暑さ、熱中症、大雨、濁流、浸水、土砂崩れ、竜巻、この頃は雷まで何か鋭くなつてまいりました。地球温暖化による自然の猛威を強く感じるようになった次第でございます。人間が自然の環境を長年破壊してきたことが、今となって反対に、自然の猛威を、逆襲を受

けております。

地球温暖化による気候変動は、人類の存亡にかかると言われております。そこで人類は、全世界の国196か国が参加する、2015年、COP21、パリ協定で、地球温暖化対策での国際的な枠組みを取り決めました。しかし、超大国は自国の利益のために、代表が替わるごとにその場では加盟をしませんでした。そして、代表が替わり加盟され、また代表が替わり、現在は離脱の表明をしております。信じられないことでございます。今日も新聞の2面にそのようなことが書いてあります。要は、こういうことは詐欺ではないかと。しかし、地球温暖化は今ますます進んでおります。我々が身をもって感じることであります。

このように、いまだに世界は一丸となっていませんが、しかし、我々は温暖化対策を確実に実行していき、次世代が安心して暮らせる環境を取り戻していく必要があると思います。

それでは、1つ目のことについてお伺いをいたします。

鹿島市は令和4年9月、ゼロカーボンシティの宣言をしております。宣言後、どのような取組がなされてきたかをお伺いいたします。

2点目に、森林環境整備についてでございます。

日本は、国土の面積の約7割が森林でございます。森林の環境は、今や林業従事者の減少や安価な木材の輸入により木材の需要が極端に減少し、過度な森林の管理不足となっております。森林が目に見えて荒廃しています。

温室効果ガスの9割は森林が吸収するとも言われております。COP21、パリ協定の枠組みの下、日本は温室効果ガス排出削減、災害防止を図り、森林整備のため、令和元年から県、市町に森林環境譲与税を配分し、昨年、6年4月からは全国の住民税納税者より年間千円を森林環境税として徴収して、県、市町に配分をしている状況でございます。鹿島市の森林は全面積の21%であります。同様に荒廃が進んでおります。

お伺いをいたします。

鹿島市の森林環境整備の取組状況と森林環境税について、受け取り状況、また、積立金残高をお答えください。

次に3点目、地球温暖化による環境の変化により、いつ、どこで災害が起きるか分からないような状況下にあります。

お伺いいたします。

避難場所として指定している場所は、鹿島市はどこがありますか。また、準備している基本的な物資は何があるか、お答えをお願いします。

以上、総括質問といたします。あとは一問一答でお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

それでは、私のほうからは鹿島市の脱炭素化に関するこれまでの取組ということでお答えしたいと思います。

先ほどもありましたように、鹿島市は国の政策に基づきまして令和4年9月に、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。2050年のカーボンニュートラルを目指して、鹿島市内の再エネ、それから省エネを推進し、脱炭素化を進める取組でございます。

また、令和5年には、今後どのように脱炭素化を進めていくのか、その具体的な道筋を示し、2030年と2050年の目標値を定めたカーボンニュートラル戦略を策定いたしました。2030年度では、2013年度比でCO₂排出量の59%削減を目標としています。

また、令和6年度には環境省の脱炭素重点対策実施地域に選定をされまして、今後5年間において市内の脱炭素化の加速化を図っていくこととなりました。その内容といたしましては、市民の皆様への太陽光発電設備や蓄電池の設置補助制度を創設し、一般家庭への再エネの導入を推進しております。また、公共施設の省エネ化も進めておりまして、学校施設の高効率の空調機器の取替えや、消費電力が低く、長寿命である市施設のLED化事業にも取り組んでおります。令和6年度には、市の施設である23施設のLEDへの取替え工事を実施いたしまして、今年度は33施設のLEDへの取替え工事を行っております。2年間でほとんどの市施設の照明のLED化が完了することになります。

さらに、今後は市の再生可能エネルギーの導入、それから、事業者の省エネ化を進めていくなど、市内のさらなる脱炭素化を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

私のほうからは現在までの森林整備の取組状況について、まずお答えをいたします。

鹿島市の森林面積は5,316ヘクタールとなっておりまして、これは鹿島市全体の面積1万1,212ヘクタールの47.4%を占めているところでございます。

現在までの整備済みの場所、それから、広さと整備内容などにつきましては、現在、能古見の浅浦地区で人工林面積が376ヘクタールございますが、そのうちの間伐対象として森林143ヘクタールの整備を進めております。これは浅浦地区の人工林面積の約38%となっております。

また、令和6年度末時点で33ヘクタールの面積の間伐が完了しております、進捗率は約23%となっております。これに、今年度、令和7年度までに新たに40ヘクタールの間伐を計画いたしております、今年度末までに全体の約50%が完了する見込みというふうになって

おりまして、現在、計画どおりに進んでいるところであります。

また、整備の内容につきましてですけれども、これは間伐のみを実施しておりまして、その整備の委託先が鹿島嬉野森林組合となっているところでございます。

次に、森林環境譲与税の入金状況などについてお答えをいたします。

鹿島市の森林環境譲与税は、令和元年度から令和6年度までの累計額が67,724千円となっております。これに利子の22,392円を加えまして、歳入の合計は67,746,392円となっております。これまでに実施いたしました森林整備などの事業費の累計額についてですけれども、これは39,924,606円となっています。

この歳入合計から事業費を差し引いた分が現在の基金残高となりまして、金額は27,821,786円となっております。この基金は、今後の森林整備や林業体制の維持強化のために活用してまいるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

鳴江総務課長。

○総務課長（鳴江克彰君）

総務課からは指定避難所等について答弁いたします。

鹿島市では、市内の小・中学校や公民館などを指定避難所として位置づけております。この中で、大規模災害が発生した場合には、市長を本部長とする災害対策本部の下、被災状況に応じて順次避難所を開設しています。

避難所の運営に当たりましては、市職員を中心に、消防団をはじめとして、関係機関と連携しながら受入れ体制を整えることにしております。

避難所では、食料や飲料水、毛布などの物資供給に加え、プライバシー確保や衛生管理、さらには感染症への対策など、多岐にわたる課題が想定されますので、市民の皆様が安心して避難できるよう、体制の充実と改善に努めているところでございます。

御質問の指定避難所の数ですが、鹿島市の指定避難所は生涯学習センターエイブル、地区公民館6か所、体育館5か所、小・中学校、高校12か所で、合計24か所になります。

また、備蓄品として準備しているものとしては、基本8品目とされている食料、毛布、乳幼児ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品をはじめとして、そのほかにも様々な備蓄品を準備しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

それでは、ゼロカーボンシティということで令和4年9月に宣言がなされて、そして、こ

れまで取り組まれてきていることだと思います。

そういう中で、先ほどお話がありましたが、ゼロカーボンシティを取り組んで、令和6年度に環境省の脱炭素重点対策実施地域に選定されたということは、当初、スタートからしっかり鹿島がやってきたということは我々もその当時から見てきておりまして、緻密なことでやってこられたというふうなことは感じております。

そして、現在の取組方というふうになりますが、当初の鹿島市ゼロカーボン宣言に基づく目指す姿というのは、子供が外で遊び、生態系が保たれ、鹿島原風景・鹿島の当たり前の生活を持続する、熱中症ゼロの街へというふうなことで、取組的には、最大限の省エネ、市民一人一人の努力、必要な再エネ導入とレジリエンス、災害が来ても生き延びられるまちづくり、3番、リサイクルの促進、4番、コンパクト・プラス・ネットワークによるレジリエンスの高い脱炭素型まちづくり、ゼロカーボンパークで魅力再発見と、5番目に、鹿島市の自然環境と太陽光発電事業との調和に関する条例策定ということでスタートを切っておられます。

先ほど言われた目標というのは、2030年、あと5年後に、二酸化炭素の排出量を59%削減目標ということあります。これは2013年度、平成25年度を基準としておられまして、二酸化炭素の量が26万6,957トンということで、59%、約60%ですね、26万トンの60%は多分16万トン減らさんばいかんというふうなことでございます。あと5年ですね。スタートの基準、平成25年度から、2030年ですから令和13年、17年間で59%削減目標ということでございます。

そして、2050年度は実質二酸化炭素ゼロと。実質というのは、二酸化炭素を削減したのと、森林環境が吸収したのを差し引いてゼロになすというふうなところでの目標であります。

2050年、25年後は、おるかおらんか分からんというような感じで、非常に先のことですが、しっかりやっていかなければいけない。災害が続くということですから、こういった取組を地道にやっていくという姿が必要ではないかと思います。

それで、今やっておられる太陽光発電の設置状況、取組方はどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

それでは、太陽光発電設備の設置状況ということなんですけれども、令和6年度から実施をしております市民向けの太陽光発電設備や蓄電池の設置補助の実績が出ておりますので、それでお答えをしたいと思います。

まず、令和6年度の実績の件数といたしましては、令和6年10月から制度がスタートいたしまして、太陽光発電設備が8件、それから、蓄電池の導入につきましては同じく8件となっております。

それから、令和7年度の本日付で申請件数が、太陽光発電設備が15件、それから、蓄電池が12件となっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

その補助金について教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

補助金制度の内容ということなんですけれども、この補助金は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した補助事業でございます。

補助の条件といたしましては、鹿島市内に居住する市民の方が対象でございまして、補助の金額は1キロワット当たり70千円ということで、5キロワットまでが補助対象となっております。一般家庭の太陽光の電力というのが大体5キロワットぐらいの平均ですので、こういったことで設定をされております。

また、補助の上限は1件当たり350千円ということで設定をしております。

また、蓄電池は、太陽光発電設備と同時に導入をされることが条件となっておりまして、蓄電池の補助率は3分の1で、1件当たり470千円を上限としております。

市民の皆さんのが設置される太陽光発電設備や蓄電池等の導入に補助金を交付することで、再生可能エネルギーの促進を図って、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及びカーボンニュートラルの実現を目的としております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

令和6年10月に制度がスタートしたということで、太陽光発電については6年度8件、蓄電池が8件、7年度現在、太陽光発電が15件、蓄電池が12件ということですが、これから感じることは、そがんもうなかねと思います。何か通常の進めることの、こういったことでしょうが、ただ、市がゼロカーボンの推進を滞っているということは申しません、感じません、ちゃんとやっているというふうに思っていますが、この数字についてはなかなか、これをやるよということで補助をやるよということですが、そこまでないかなというふうな感じがいたしますが、それはやはり太陽光発電をしても採算性、例えば、今電気料をこれだけ払っていると。そして、太陽光発電をしたら、それは電気が来ます。そして、その

電気が来たところで、経費、例えば、太陽光発電のローンで7年で借りました、月々返済が幾らですと。そしたら、今までの電気料より、電気料が太陽光発電で取れたところで、設備の経費を差し引いて、今までの電気料より多くなるのではなかかというふうなところでは、やはり一生懸命やつても、数字は損してまではというふうな気持ちがあると思います。だから、こういった数字なのかなというふうに思いますが、そしたらどうするかを考えんばいかんですね。

市民一人一人も加えて努力をというふうなところがありますが、そしたら、市民が何をするかというと、考えてみれば、要は化石燃料でつくった電気を使わなくて、クリーンな電気を使うのが1つ。それと、車も電気自動車にするのが1つ。ガソリンを燃やさない。そしてもう一つは、例えば、古いクーラーとか、そういった設備のものを電気料の安い今の、例えば、そういったクーラーとか冷蔵庫とかは、消費電力というのはぴしゃっと出ていますもんね。そういうたものに替えていく。家庭がするのは大まかにそれぐらいじゃないかと。

ただ、もっと細かく、例えば、ごみのどうのこうのと、プラスチック関係をぴしゃっとして、そういうたのをごみとしてやって、そして、燃やして二酸化炭素が発生するとか、そういうたプラスチックごみの分別とかをやっておられますか、大まかにそういうた太陽光とか車とか、そして、消費電力の少ない電化製品とかに替えていくことは、お金がかかってなかなか我々も、さあ、そしたら全部替えようかというわけにはいきません。

そういうたところで、どうやって推進をしていくかというと、考えてみれば、クリーンな電気を供給する会社に替えていくという方法があります。ただ、九電ともそういうた締結を何年か前に市長がされている、こういったことも話しながらされている。九電も——すみません、名前を出しまして。失礼しました。そういうた取組をなされていると思います。そういうたクリーンな電気を供給している会社に切り替えていく、それが方法だと思います。そして、それはリスクがあるかというと、私も10年ぐらい前から経験をしておりますが、例えば、これは1年契約です。1年契約で、お互いが契約の時点になれば、どちらかがもうやりませんと言えば、そこで終わります。ですから、供給する側がノーと言えばそれで終わりだし、使う側がノーと言えばそれで終わりと。何も言わなければ、要は双赢・双赢の関係で、また1年間自動継続となります。

そういうたことでいければ、例えば、消費者は電気料が安いなというふうな形で、それを使っていきます。そういうふうな関係になりますので、この方法はほとんどリスクはありません。

ですから、市としてもこういうことを調べて、太陽光をいくらやるよと言つても、採算が合わなければ増えませんので、そこら辺をしっかり考えてやってもらいたいというふうに思います。そこはどうですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

先ほど補助の件数がちょっと少ないというのもあります、笠継議員がいろんな提案をしていただきました。

例えば、一般家庭だけじゃなくて、事業者の再エネ化を図っていく、省エネ化を図っていくというのも一つございますし、あと、市としてもできることから取り組むという意味で、市役所の電力をなるべく再エネ化していくところも、今後、国の事業で転換を図りたいなと考えております、例えば、地元の会社、今は九州電力のほうに頼っていますけれども、そうじゃなくて、再生可能エネルギーを使った、そういった会社に電力を供給してもらうというような方向性も、一つ市が脱炭素を進めていく目玉になっておりますので、こういったことも今後進めながら脱炭素化を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

逆算してというか、最終的に25年後には、いわゆる二酸化炭素の排出量はゼロですよ。ということは、その時点ではクリーンな電気を使っているということですよ。ですから、それを逆算すれば、今使えないかということを考えるべきです。

これは、やはり我々の市町じゃなくて、ほかの市も、国もそういうことを考えるべきと思いますよ。こういった太陽光発電の補助事業をしても、それでも採算が合わなければやらないよと。そしたら、要は二酸化炭素の目標を達成できないじゃないかと。では、どうするかということであれば、できることを考えて市民に協力をお願いするという形でやっていかなければいけないと思います。

先ほど言われた事業所ですね。事業所は、要は使う電気料とかが非常に大きいですね。ですから、その事業所がこういったことに取り組むということは、これは脱炭素の量が、非常に二酸化炭素の量が減ってくるということで、企業に対しては今やっているということですが、そういったのを理解していただいて、そして、十分やっていただきたいと思います。

私の知っている企業も、それは経費削減とゼロカーボンを両立して、そういったことをやっておられるところがあります。ですから、企業も敏感に感じて、これはやっていると思います。

ですから、やはり行政としては、できなければどうするかということをきちんと考えて、名前を出しましたけど、九電もそういったグループがあるんですよ。要は、だんだんそういったことになってきますから、クリーンな水力、風力、太陽光、そういったものを使うというようなところでちゃんとやっておられます。要は化石燃料じゃなくて、そういったこと

をやっておられますので、そこら辺は聞き取りをしながら、そういうことを推進していかなければいけないと思います。

そして、先ほど言わされましたLEDの交換については、市で今しっかりとやっていただいているのですが、その状況についてお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

LED化の事業ということでお答えしたいと思います。

市施設の照明のLED化事業につきましては、地球温暖化対策の一環として省エネ推進のために実施をするものであります。

また、令和9年12月末には、国際条約である水銀に関する水俣条約に基づきまして、蛍光灯の製造、それから輸出入が全面的に禁止されることになるため、令和6年度に庁舎、エイブル、地区公民館、小学校の体育館など市の施設である23施設の照明を、消費電力が低く、長寿命のLED照明へ切り替える事業を実施いたしました。今年度も小・中学校の校舎、それから市民球場、陸上競技場など、33施設のLED化に取り組んでおります。庁舎やエイブルなどは、やはり電球の数が多くて、省エネ効果が高い施設から取替え工事を行っております。これまで順調に工事は進捗をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

公共施設のLEDの取組状況ということで先ほどはお伺いをいたしました。

公共施設については、庁舎、学校、エイブル、また体育館、いろいろと公共施設が利用するLEDの数というのは何万本というようなところまでなっていると思います。そういう中で、取組状況は、先ほどの答弁ではうまくいっているかなというふうに思います。

今後の取組についてもきちんとやって、要は目的は温暖化を防ぐというようなところでありますので、きちんとやっていただくというようなところでやってもらいたいと思います。

一般的にLEDというと、高いイメージがあります。一本一本にすれば高いということで

すよね。こういった取組をすることで、採算面については、例えば、電気料が一般的な蛍光灯と比べて安くなると聞きますが、そういったところは採算面でどうですか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

LED化の採算面ということで、効果も踏まえてお答えしたいと思います。

今回のLEDへの取替え工事といたしましては、施設へのLEDの一括導入が可能となりまして、導入費用を複数年で平準化できるリース方式を採用いたしました。

そのリース期間としては、取替え工事を行った次の月から5年間、約60か月の60回リースということで支払いを予定しております。リースの5年後は鹿島市の所有になるものでございます。

また、導入前と導入後の電気料金での比較ということなんですけれども、これは電灯以外の電力もありますし、また、近年の電気料金単価の値上げによって、比較はなかなか難しいですけれども、効果といたしましては、電力の使用料は施設により約10%から50%が削減をされているということと、あと、使用している電力が主に電灯とかナイターの設備である公園などにつきましては、昨年度と比較して最大3割の削減効果があったところでございます。

また、LEDは蛍光灯に比べて約4倍の寿命を持つと言われております。そういう面からしても、交換費用の経費の削減効果もあるということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

このLEDについては、電気料が安い、そして、長寿命であるというようなところがポイントであると思います。ほかいろいろ、熱くならない、虫が来ない、そういったところもあるようですね。替えればそういったメリットがあって、デメリットというのは今の蛍光灯よりないというふうなところを伺っております。

それで、これは5年リースということで、5年分割で払うわけですが、そのリース料が、電気料が多分半分、そういったところになってくると思いますが、電気料の半分安くなった分でリース料を払うことができると。そして、長寿命ですので、今までの蛍光灯が3年ぐらいで使えなくなったということで、これは市役所でいえば、結構その1年間で交換する量というものは多いと思います。金額にしても、何万本という数字がありますので、1本替えただけでも、使えなくなった電球を交換するだけでも相当な経費が要るということですから、LEDは、要はリースして月々分割でそういったことですから、それをしてまだ利益が出てくる可能性があります。ただ、それは動力の電気料と一緒に請求のような形になるので、

はっきりした金額は出せないけど、メリットがあるということですね。

ただ、先ほど言われた令和9年12月末に、水銀を含む今の蛍光灯は作ることができない、廃止になるということで、一般家庭もLED化ということになってくると思います。そういった場合に、通常、蛍光灯よりLEDというの是非常に高いですから、ただ、替えたらその先、寿命が8年、10年になる、もつということで、熱を持たない。店舗のスポットライトについては、このLEDに替えることによって、熱を持たないLEDは商品が焼けないということで、今の店舗はほとんどLEDに替えているという現状があります。店舗もそういったリースで契約をしているということで、その店舗、一事業所から聞いた話がそういったところで、それでも利益が出ているということですから、公共団体としてもそういったメリットが十分あっていると思いますので、今後、蛍光管が使えないようになりますから、一般家庭についてもこれが製造しなくなった後、単価が高くなるとか、そういったものは予想としては言えませんけど、徐々にそういうものを替えていく準備がなされていくということで、高いですけど、そういったメリットがあるので替える価値は十分あるかと思います。

夜なんかは虫が寄ってきて困るですよね。そういうとは減らされるということもありますし、夏場なんかは空調も熱が出ないので、そういったメリットが十分ありますから、そこは徐々に切り替えていかれればというふうに思います。

それで、ほか、こういった脱炭素化で考えておられることがありますか。先ほど企業にどうのこうのという話がありましたけど、ほかにございましたら。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボン推進室長。

○ゼロカーボン推進室長（中村祐介君）

それでは、脱炭素化に関する太陽光とか蓄電池とか、それ以外の事業といいますか、推進の取組はという御質問でございます。

カーボンニュートラルを目指す上で、市民の皆様や事業者の皆様の御協力がやっぱり重要と考えております。脱炭素化の理解を深めていただくために、啓発イベント等の取組も行っております。

そういうことで、導入補助金とは別に、やはり市民の皆様の再エネとか省エネの理解を深めるために、まず具体的には、市内事業者と連携して省エネアクションイベントというものを実施しました。今年7月にSAKURASで、事業者の太陽光発電の仕組みなどを紹介するブースを出していただきまして、子供を対象として太陽光で発光するランプ作りなどを行いました、約100名の方々に参加をしていただきました。

また、市内の事業者に対しましては、省エネの理解を深めてもらうために、脱炭素経営の推進ということでお勧めをしております。これにつきましては、佐賀県も積極的に取り組まれておりますけれども、これについての説明会を開催しております。

さらに、そういう事業者向けに、事業者が排出するCO₂の排出量をまずは把握していただくために、CO₂の排出量算出のための計算ソフトというのがあるんですね、エコニパスという名称なんですけれども、こちらを無料で配布をいたしました。今のところ10社に配布を無料でしております。

また、暑い夏に市民の皆様の健康を守るために、クーリングシェルター、あるいは涼みどころ、無料給水スポットなんかも設置をしております。これらの取組をさらに推進いたしまして、市民や事業者の脱炭素化の理解を深めて、市内の省エネ、あるいは再エネをさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

5年後の2030年度、二酸化炭素排出量を59%削減という目標があります。このことについては、鹿島市についてはゼロカーボンについては、スタート当初よりうまくやってきている市というふうなところで思っております。そういったところで、2030年、5年後にはこの59%というのを達成できるように、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そのためには、やはり市民も同様ですが、先ほど言われた企業にそういう測定とか、なぜこういったことをやるかというふうな説明をしているということですが、企業の取組状況というものをある程度把握して、そして、どういった数字になっているかというのを確認しながらやっていくということが、この59%を達成するというふうなことにつながると思いますので、よろしくお願ひしておきたいと思います。

もう一つは、啓発運動で100名ほど集まられたということで、やらなければいけないというのは重々皆さん分かっていることです。こういう気候変動があって、そして、そういう啓発運動がっているから、市もやっているんだなと。

ただ、先ほど言いましたように、市民はどうすればいいかなというふうなところで、それをすれば経費がかかってくると。そしたら、お金がかかるけんがちょっとねというふうなところもありますから、事業者と一緒にあれば、個別の一つ一つの家庭ですから、いろんな使用料とか、そこに何人おられるとかで全然違ってくると思いますが、ある程度の基本的なところで、目安として一月5キロあったものを使用しなければいけない、何人家族であれば、それについて費用が幾らぐらいかかる、補助金が幾ら出る、そしたら、太陽光を利用すれば電気料がどれぐらい少なくなるか、採算面としてプラスマイナスがどういった形になるか。そして、太陽光なんかはローンで多分やると思いますが、何年ぐらいやれば採算が合うか、そういうところも少し入れていったほうが、実際それをやるというふうに市民が思うようになるためには、少しはそこら辺を入れていったほうがいい。

本当のところで入れていっていいと思います。これぐらい損がれますけど、7年たてばローンが終わるので、寿命がどれくらいあるか知りませんが、そこからは取り戻しますよとか、10年後に取り戻しますよとか、太陽光は何年の寿命がありますよとか、そういうところで啓発をしていくということが大事かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、森林環境整備の取組の状況についてお伺いをいたします。

森林の整備は、冒頭、総括でも述べましたように、温室効果ガスの吸収は森林によるものが9割ということあります。それで、この59%の目標とか、25年後のゼロの目標というのは、CO₂の削減と、あと、森林の吸収率を勘案してゼロということですから、非常に大事なところだと思います。

整備のされていない森林、または老朽化した森林は、極端にその吸収量が落ちると言われています。ただ、鹿島にはそういう地域において、森林の示すあれば先ほど言ったように21%ありますので、整備をすれば吸収ができるというふうな形になりますので、しっかりとそこら辺はしていただきたいと思います。

今、前々からのところで、第1回目は浅浦地区をやるというようなことを言っておられましたけれども、例えば、対象の広さがどれくらいあるかとか、そして、その対象というか、地域での森林の広さ、そして、整備をする対象の広さ、住んでいる広さ、そういうところをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

現時点で鹿島市が間伐事業をしております浅浦地区の面積のほうで御質問かと思いますので、そこの数字をお答えしたいと思います。

浅浦地区の面積のほうが、現在、人工林面積が376ヘクタールあります。そのうちの間伐対象の森林面積が143ヘクタールございます。この分の整備を進めているところでございます。あと、残りの233ヘクタールが対象外というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

浅浦地区で376ヘクタール、山があると。そして、そこをやろうというところが143ヘクタールということあります。ほかのところはどういった理由でやらないのか。もう一つは、この143ヘクタールで、どれくらい今進んでいるのか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今間伐対象となっております143ヘクタールになりますけれども、この分につきましては令和6年度末の時点で33ヘクタールの間伐が完了いたしております、これの進捗率が23%ほどであります。

今年度、令和7年度に新たに40ヘクタールの間伐が計画をされておりまして、これが計画どおりいきますと、年度末で全体の約50%が完了することになってまいります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

376ヘクタール広さがあって、143ヘクタールを対象としていると。そのほかのはなぜやらないのか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

すみません、答弁が漏れておりました。

残りの分につきましては、この事業の対象となるものというのが、所有者さんから市のほうへ間伐の委託があった私有林の人工林が対象となっております。

それ以外になりますけれども、今回の間伐事業の対象除外をしているところにつきましては、木材の搬出が可能な場所、または、そもそも間伐の必要がない場所、そして、先ほど言いました市への委託がなされていない場所などが対象外となっております。

市のほうの間伐事業の実施に当たっては、森林組合の調査に基づきまして、特に木材の搬出が難しい場所を重点的に市のほうでは進めているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

その理由の中で一つ考えるのは、要は委託をされていないところ、ほかは何か理由があるそうですけど、委託をなされないというのはきちんと整理ができとっとですか。この全体の376ヘクタールの中で、143ヘクタールあるけど、委託をされていない理由がありますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

市のほうへ委託を受ける前に、森林の所有者に意向調査のほうをいたしております。意向調査をした中で、私の所有している森林を間伐してくれというような、そういったところがあつた方に対して協定を結んで、今事業のほうを進めているところです。

その調査をしたときに、例えば、お亡くなりになったとか、相続ができていなかつたりとか、そういったところの所有者であつたりとか、意向調査のほうを出したときに、届きませんでしたということで戻ってきた分に関しては、意向調査の結果、委託のほうも手續ができていませんので、そういった方が今回、鹿島市との委託ができていなかつた方というふうになつてまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

そしたら、全体の浅浦地区の376ヘクタールのうち143ヘクタールやるよということで、今33ヘクタール済んでいるというふうな話ですが、今年度の8年3月まで、あと40ヘクタールやるということですかね。それであれば、やる予定で143ヘクタールの40ヘクタールやれば、どれぐらい進みますか。全部進むということではないですね。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

能古見地区の間伐事業のほうが令和5年から始まっておりまして、令和5、6、7年で50%ほどが終わるような見込みになっております。8、9、10年の3か年で残りの部分が浅浦地区は終わるような見込みとなっておりますので、今のところ順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

そしたら、この能古見のところで、令和5年から始まって令和10年に終わる予定だということでいいですかね。

そしたら、鹿島市全体での残りの数字はどれぐらい。これで令和10年までですから、能古

見だけで5年ぐらいかかるんですね。あと残りはどれぐらいの広さがあるか、そして、何年までに済ます予定か。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

鹿島市のほうで森林環境贈与税を活用して私有林の間伐事業を進めておりますけれども、これは先ほども言いましたように、鹿島市が委託を受けた森林について事業をしているものでございます。これについて、現在、搬出が難しくて間伐が必要な場所というふうになつてまいりますけれども、それが市内全体での対象面積としましては大体760ヘクタールと試算をしているところでございます。

その760ヘクタール全部をしていく中でいったら、現在の整備ペースでいきますと、年間当たり平均で25ヘクタールの整備を進めていっているところでございます。この年間25ヘクタールを進めていく中で、760ヘクタールと試算したもの全ての間伐を完了させるためには、おおよそ30年ぐらいかかる見込みとなっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

全体で30年ということで、温室効果ガス排出ゼロは、あと25年ぐらいなので、鹿島市全体が大方それぐらいまでには終わるんだろうと。

そういう中で、今間伐をやっていただいて、143ヘクタールの能古見の分で33ヘクタール済んでいるということで、23%ということでしたが、森林の状況を見ていまして、外からは何も見れんですね。だから、要は、緑がだんだん迫ってきて、もこもこして、家の裏まで来て、そして道の上まで来て、今全国そのような状態で、例えば、市道の上はかぶり木ということで、全国そういうふうなところでできないかとやっていますけど、要はそれは所有者との問題があるから、さっさとできないよということで、今間伐をなさっておられますが、難しいところで、中の間伐をやっていると。間伐をやっていると、CO₂を吸収するというふうなところには十分ためになっていると思いますし、木の環境がよくなっているというのは分かりますが、外から見れば、もこもこが何も変わったらんということです。そう思います。

それで、例えば、委託を受けたその一つの森林というのは、外側から中、そういうものもあると思いますので、私はそういった外側もすべきじゃないかというふうに思うわけですよ。ただ、私が思っていたのは、外側をすっとが難しかつたつですもんね。というのは、

外から高所作業車を持っていったりしてするよりも、中のはうは、それは道が使われないからですね、山林の道が。造っていって、機械等々を持っていってそういった作業をするから非常に難しい。中のはうは、道を造ってそういうふうにすれば簡単というよりも、やりやすいかと思いますけど、外側は道路があつたり、田んぼがあつたり、いろんなものがあつたり、そうしてするから難しいと思っていましたけれども、できれば見えるように、すっきりなるようにしていただきたいと思います。このことについては今後考えてということを言いたいですが、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今、笠継議員がおっしゃったように、中のはうだけだったら、ちょっと外からは見えにくいという部分もあるんですけども、外側を市のほうがしていないのが、これは外側になつたら間伐をしたときに搬出が可能な場所というふうな分類になってまいります。そこにつきましては、森林の所有者の方が森林組合などと契約を結ばれて、間伐材として利益を得ながら間伐を進めることができるために、これらのこういった麓というか、外側の場所につきましては別の事業を活用することを想定いたしているところであります。

こういった搬出しやすい場所につきましては、例えば、佐賀県の補助事業であります造林事業でありますとか、あと、森林環境譲与税を財源といたしました森林保全機能維持事業など別の事業もありますので、そういうものを活用しながら、整備が必要な森林につきましては、森林組合と連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

所有者としては、やはり自分がそういったところを管理してやれば、要は採算が取れないからやっていないんですね。そういうたところで管理不足と今全体がなっていますね、全国。

それで、今言われましたけど、外側については切って利益が出る。だから、補助ができるないということなんですかね。違う事業でやる、今の事業ではやれない、どうですかね。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

まず、森林の間伐につきましては、外側ができないというよりも、まず中のほうが、特に木のほうが生い茂ったりしている中で、手をつけにくいところでありますし、間伐をしていった中で、整備がまだ今はしにくい部分であります。そのしにくいで、まず市のほうの間伐事業を使いながら重点的に行っていって、外側につきましては、所有者のほうの間伐事業を用いながら、また、先ほど申しました県の補助事業とか、またほかの事業もありますので、そういったところを利用しながらできないかということで森林組合などと協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

このことは全国的な問題になっていて、COP21のそういった脱炭素のことになっていますが、森林整備をするということで、森林環境税を今徴収されているというところもありますので、いずれにしても、外側がだんだん緑が迫ってくるというふうな感覚があります。それは全国です。ただ、やっている市はあります。やっている市は、その区と協力してやっています。市が高所作業車を出して、そして、剪定をする機械を出して、そして、区の人たちは、要はそのトラックに伐採したものを載せるだけ。そして、そういった作業をやって、ぴしっとなっているところもございます。

なので、将来的にはもっとなってきますので、これはまたそういうふうな呼びかけが全国的にあってくると思いますので、市としてもそういったことを頭に入れてやっていくと。森林組合との話もありましょうが、そういった話もぼちぼちしながら、そして、要は景観が、景観といえども、私のところはいろんな岩が見えましたけれども、全部見えません。そして、森林の中に入って、下が見えていましたけど、何も見えません。今、山はどこにいるか分からぬような状況です。

ですから、脱炭素の取組とか森林環境譲与税が来ている状況とかあるところで、鹿島市の麓の木々もきれいにしているかねばと思いますので、頭に入れて、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

最後に、災害時の避難場所の環境対策ということでお伺いをいたします。

いつどこで災害が起きても分からぬような状況です。ただ、季節的には、梅雨どきから10月ぐらいまでの間にそういった大きな災害は起きるだろう、どこで起きるか分からぬというときに、避難場所をちゃんとしているかどうかというのは、やはり行政としてきちんとしておかなければというふうに思いますが、現在で避難場所はどういったところがあるか、そして、準備がされているのはどういった部分があるか、お答えをしてください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

指定避難所につきましては、備蓄をしております物資ですけれども、食料とか飲料水といった基本的なものに加え、避難生活の質を大きく左右するプライバシーや衛生面に配慮した品目も揃えております。

まず、避難所におけるプライバシーの確保につきましては、災害時に多くの方が一つの空間で生活をすることから、その確保が大変重要であると認識をしております。

そこで、本市では生活スペースを仕切ることのできるパーティションを300張り以上備蓄しております、必要に応じて速やかに設置できる体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

避難場所としては公共的なものが結構ありますよね。

ただ、これは前回の中村一堯議員もおっしゃっておられましたが、大きな災害があったときに、テレビとかを見るときは、体育館とかそういったところに避難をされております。

市長の前回の答弁で、今後のそういう重点項目かどうかちょっと分かりませんが、災害対応というふうな話をちょっとされたのを覚えてますが、この避難場所については、やはり高齢者とか女性についての気をかけたところが一番ポイントであると思います。

そういうところで、先ほどパーティションとかいうふうなこともあります、女性のトイレとか、そういうものも準備がなされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

トイレにつきましては、災害時における衛生の確保は、健康面にも直結する重要な課題であります。

現在、便座を42式準備しており、簡易トイレとして活用できるように備えております。

避難所運営においては、多様な立場やニーズに配慮することが欠かせないと考えております。特に女性をはじめとする全ての方が安心して過ごせるよう、プライバシーに配慮した専用スペースやトイレの確保を基本方針としております。こうした取組を徹底することで、避難生活における不安や不便を軽減し、誰もが安心して避難所を利用できる環境づくりに努めてまいります。

今後におきましても、国や県のガイドライン、鹿島市地域防災計画に基づき、さらには他自治体の事例も参考としながら、本市の実情に即した備蓄や運営体制の充実を図り、災害時に市民の皆様が安心して避難生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

最後に、先ほども言いましたが、中央部にはそういった大きな災害の避難場所がございます。空調も効いているということですが、一堯議員も言っておられましたが、東西の体育館等の大きなところについても空調を入れておかないと、そのときいろんな話を聞きましたが、学校の教室とかなんとかそういったことも聞きましたが、果たしてそれがいざというときにはどうなのか。高齢者がいる、そういったのはどうなのか。やはりこういった大きなところに、金はかかっても、災害が来るかどうか、どこに来るか分からん、こっちに来るか分からん、そういったのは分かつとったでしょうもん、なぜやっていないんですかというふうに私は思いますので、そういったことを積極的に考えて、このことはお答えをされていますので、このことについては検討して、前向きにやってもらいたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

これをもちまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をします。1時55分から再開いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

こんにちは。9番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は、1点目に水道事業の維持管理について、2点目に教育環境の充実について、3点目に市施策のデジタル化の取組について、3つの表題を掲げ、質問をいたします。

水道は、毎日の暮らしになくてはならない重要なインフラであります。極端に言えば、水道の蛇口をひねると、安全が確保された水が出、飲料水として使用することが当たり前であると市民の皆様方は思っておられます。しかし、近年、全国的に水道管の老朽化が進み、漏水や断水などのトラブルを引き起こすとして問題視されています。水源から採取した水を浄水場や配水池、水道管を通じて各家庭へ供給するわけですが、水道水には塩素が含まれてい

ることもあり、施設や管路は時間がたつにつれて腐食するなど、老朽化し、破裂することが多く、深刻な社会問題となっているため、今後、水道のインフラを守り抜けるかが重要な課題と考えます。

一方、国においては、近年、全国的に地震災害が多発している状況の中、震災時に給水が特に必要となる施設、例えば、病院、避難所などを重要供給施設と位置づけ、ここに供給する管路を重要給水施設管路として優先的に耐震化を図るよう、各自治体に求めているところあります。

そこで、お尋ねします。現在、当市の水道管の老朽化の状況及び耐震化した管路の延長並びに耐震化率の状況はどのようにになっているのか。特に基幹管路の耐震状況についてお伺いをいたします。

次に、教育環境の充実について。

市内小・中学校の特別教室、体育館の空調施設については、今議会の一般質問において、他の議員より質問があっており、重複する部分もありますが、確認の意味を含め、市内小・中学校の特別教室、体育館の設置率をそれぞれお知らせください。

2点目に、学校のトイレ整備は、衛生環境の向上や感染症予防には不可欠であります。近年では、和式トイレの使用を敬遠する声が増えており、特に和式トイレに慣れていない生徒にとっては洋式化が急務です。現在の生徒たちは自宅や公共施設においても、洋式トイレを利用する機会がほとんどで、学校内に残る和式トイレの利用率は著しく低下していると考えられます。現在、市内小・中学校トイレの洋式化率について、それをお知らせください。

最後に、市施策のデジタル化の取組について。

市長の演告にもありましたプレミアム付商品券、「かささぎでGo！」キャンペーン第4弾についてお伺いいたします。

プレミアム付商品券については、今回、紙商品券に加え、新たに電子商品券、かしまんPayを導入されました。重複した質問になりますが、それぞれの販売実績についてお知らせください。

次に、「かささぎでGo！」キャンペーン第4弾として、通常価格から割り引いた往復乗車券及び自由特急券にクーポンをつけたデジタルきっぷが8月1日から販売されていますが、現在の販売状況などお知らせください。

以上で1回目の総括的な質問は終わります。

なお、詳細及びその他の項目については、一問一答の中でお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、水道施設の状況について御説明いたします。

鹿島市の水道管路の全延長は約226キロメートルとなっております。現在の老朽化につきましては、現時点で8.87%と低く、老朽化は進んでいない状況です。しかしながら、このまま老朽管の更新を行わなかった場合、令和10年度より老朽管が急増し、約10年後には管路の老朽化率が50%、約100キロ以上が老朽管となると予測されております。このため、管路の更新が喫緊の課題となっております。

また、耐震化の進捗状況につきましては、令和6年2月6日に報じられました佐賀新聞の記事の中で、この数値は令和3年度決算値でしたが、水道施設の急所に当たる基幹管路の耐震化率が2.2%との報道がございました。全国的に見ても低い状況であり、大規模な災害への備えや市民の安全・安心の確保という観点から、早急な対応が必要な状況です。

これらの課題に対応するため、老朽管更新及び耐震化を進めるための財源確保として、令和6年7月より水道料金の改定を行い、更新に努めているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは鹿島市の小・中学校の特別教室、それから体育館、武道場の空調設備の設置率、それから洋式トイレの設置率ということでお答えをいたします。

小・中学校の特別教室への空調設備の設置率につきましては、小学校で57%、中学校で47.5%となっております。また、小・中学校の体育館への空調設備の設置率につきましては、小学校、中学校ともにゼロ%でございます。

また、小・中学校のトイレの洋式化率についてですけれども、小学校で51.42%、中学校で52.41%ということになっております。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

私のほうからは鹿島市プレミアム付商品券の申込状況をお伝えいたします。

まず、紙版の商品券は、申込数1万6,553冊、金額にしまして82,765千円、申込率は66%でございます。

次に、電子版の商品券は、申込数2,992セット、金額にしまして14,960千円、申込率は12%でございました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

私のほうからは「かささぎでGo！」キャンペーン第4弾の販売状況について御報告します。

「かささぎでGo！」キャンペーン第4弾となる今年度は博多駅、鳥栖駅、佐賀駅と肥前鹿島駅間の3種類のデジタルきっぷを造成し、通常の運賃価格から割り引いて販売をしております。

第4弾の利用状況としては、販売開始の8月1日から8月31日までの1か月間で367枚が購入され、うち319枚が8月末までに使用されており、これまで実施した第1弾から第3弾と比べ、販売開始直後から多くの方が購入、また御利用され、好調な滑り出しどりっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

それでは、一問一答で質問をしていきたいと思います。

まず最初に、水道事業の維持管理について答弁をいただきました。本市の水道管路全延長が226キロということでお伺いをいたしました。現在の老朽化率については、8.87%ということで低いということですが、これまでも説明があつておりましたが、今後10年後には老朽化が急増をし、老朽化率が50%を超えるということで、水道料金の値上げ等にもつながっていると思います。

そしてまた、令和6年2月6日に佐賀新聞の記事の中で、令和3年度の決算値でありますが、水道施設の最も大事な部分であります基幹管路の耐震化率が2.2%ということで報道がされました。これが非常に多くの市民の方の不安につながったと思っております。恐らく市長と語る会でも、この辺については質問があったのではないかと思いますが、その辺を考慮されて水道料金の改定を令和6年7月より行われて、現在に至っていると思っております。

〔映像モニターにより質問〕

その中で、まず最初に、モニターのほうを見ていただいて、こちらの水道施設の基幹管路、そして重要管路について、少し説明をいただければと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これが水源地、そして浄水場、配水池、配水本管からそれぞれの基幹への図になりますけれども、この部分について、特に2.2%と言われた基幹管路、そして今國が重要管路として位置づけている部分についての説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、水道施設の名称等で御説明いたします。

まず、水道施設は機能によって名称がつけられています。鹿島市の水源の全てが井戸でございます。この井戸からくみ上げた水を浄水場に送る管路、こちらを導水管となっております。このくみ上げた、浄水場に送られた水を浄水場で、鹿島市の場合は塩素消毒のみを行って上水としまして配水池に送っております。この配水池、タンクに送る管路が送水管と申します。配水池にためられた水を各給水区域、最終的には家のほうに送る、配る管が配水管というふうに申しまして、特に鹿島市では200ミリ以上の配水管を配水本管と申します。大動脈の管路となってまいります。

今申しましたこれらの管路につきましては、地震等の災害で破損等が生じた際は、広域断水などの重大な影響を引き起こす、水道施設のいわゆる急所となる管路となります。これらを総称して、基幹管路と申します。

佐賀新聞等で報道されました耐震化率は、この部分の耐震化状況を表しております。

なお、この基幹管路に加え、大規模な地震災害等が発生しましても、最低限の社会機能を確保するため、配水本管から公共施設とか避難所等を含む防災拠点へ、そちらと配水本管を結ぶ配水支管——枝管ですね、のほうを加えたものを重要管路と申しまして、耐震化を進めるに当たり、まず優先すべき管路の総称としておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

先ほど説明いただきましたけれども、この図でいえば、水源地、鹿島は井戸のほうからという形になっておりますので、こちらから浄水場までの導水管、そして浄水場から各配水池、そして配水本管という形になりますけれども、こちらが基幹管路ということで説明があつたと思います。

また、国が近年、全国的に地震災害が多発をしておりますので、特に指定避難所であつたり、市内の公共機関については、重要管路という形になっていると思いますが、先ほど説明がありました令和6年2月6日に新聞等で発表されました、基幹管路の耐震化率2.2%ということで令和3年度の決算値でありましたけれども、現在、この耐震化率は何%になつてゐるのか、お伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、耐震化を含めまして更新状況等の御説明をいたします。

まず、水道管路の更新につきましては、近年の老朽化や耐震化の課題に対応するため、鹿島市では、令和5年度に策定いたしました水道施設整備基本計画に基づいて計画的に更新事

業を進めているところでございます。そのため、令和6年度から事業費を従来、約1億円の事業費から3億円へと増額し、老朽管路の更新、耐震化を本格的に進めております。

次に、令和6年度末時点での更新状況でございます。

まず、令和6年度に行った水道管路の更新工事の延長は約3.4キロ、管路全体の老朽化率は8.87%となっております。

次に、水道施設の急所に当たる基幹管路の耐震化率は24.4%と増加しております。基幹管路の耐震化率が増加した要因でございますが、令和2年度に供用開始いたしました久保山配水池に合わせて新設いたしました送水管、配水管の形状、それと、土質の特性により従来の管理に対して耐震性が認められた管路等を見直し、追加を行った結果、耐震化率が向上しております。しかし、全国平均に比べますと、まだまだ低い状況でございますので、今後、さらなる耐震化率の向上を目指して計画的に更新、耐震化に努めてまいります。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

令和6年度から事業費のほうが約1億円から3億円へ増額をし、耐震化、また管路の更新に努められているということでありました。

また、2.2%と基幹管路の耐震化率は、現在で24.4%という形で上昇をしておりますが、やっぱりどうしても全国的平均に比べるとまだ低い状況ですので、先ほど答弁がありましたように、より計画的に、この管路の更新については進めていっていただきたいと思います。

この水道施設の老朽化に伴う令和6年度漏水事故、また断水の発生の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、水道施設の老朽化による漏水事故や断水の状況でございますが、令和6年度において、水道本管の漏水修理件数が14件ございました。

なお、漏水事故に伴う断水の状況につきましては、漏水事故が直接原因となる断水は発生しておりません。ただし、修理作業を行う際に水を止めての作業となりますので、その際に断水対応を行っております。この断水を行う際は、最小限の範囲で断水を行い、可能な限り早急に作業を完了し、市民生活への影響を最小限にとどめる努力をしておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

水道管の漏水件数については、令和6年度は14件ということで答弁いただきましたけれども、この漏水の原因はどのように把握をされておりますか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

鹿島市で発生している漏水事故で破損する水道管においては、よくテレビとか報道であつておりますのが鉄管の大きな管路がテレビに映っておりますが、鹿島市においては、塩化ビニール管の材質の管路の破損がほとんどでございます。

この破損する主な原因といたしまして、やはり経年劣化による管材の強度の低下、また車両等の通行の際に発生する振動の影響、それと管路に異物関係が直接接触する場合などの複合的な要因の結果、破損が生じておるところでございます。

老朽化に伴う漏水事故の件数は、今後、経年劣化が進むにつれて増加が懸念されるところでございますので、予防的な更新や計画的な維持管理を行い、漏水事故の発生抑制、断水リスクの軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

やはり水道事業については、維持管理を計画的にやっていくことが非常に大事になってくると思います。また、全国的に地震によっての被害等もありまして、特に耐震化の取組についても重要視をされております。

今後、鹿島市において、このような水道施設の更新、また耐震化の取組についてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道施設の更新及び耐震化に関する取組につきましては、令和5年度に鹿島市水道施設整備基本計画、そして6年度に上下水道耐震化計画を策定しております、それらに基づき、現在、計画的に進めていく方針としております。

これまでの地震災害を教訓とし、市民の安心・安全な生活を確保するために、基幹管路に加え、防災拠点までの配水支管をえた重要管路の耐震化をまず優先的に進めているところでございます。

なお、鹿島市水道施設整備基本計画の中で、基幹管路の耐震化を令和20年度までに完了する計画としております。この計画を着実に進行させることで、災害時の給水機能を確保し、

水道事業の持続性を担保してまいります。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

水道施設の維持管理、耐震化については、するために財源の確保というのが一番になってくると思います。財源がないからできないということでは済ませませんので、その辺もうまく考えていかなければならぬと思いますが、能登半島地震によって水道事業の老朽化、また耐震化の問題が浮上しました。国においても、令和6年度から新たな補助事業が取り組まれております。これまで水道事業については、非常に国の補助は限られていましたが、今後このような補助制度をうまく活用しながら施設整備に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道事業の更新とか耐震化に関して、なかなか補助というのが、鹿島市にあるメニューがなかった状況で、単独費で行っていた状況でございます。

議員が申されたとおり、令和6年1月の能登半島の震災を受けて、国は令和6年度からですが、重要管路の耐震化工事に対して補助事業のメニューを創設しております。鹿島市では、この補助事業を活用することで、市の財政負担を軽減し、事業を着実に推進しているところでございます。

このような事業メニューを使いながら、今後も管路の更新、耐震化を計画的に進め、市民の皆様が安心して水道を利用できる環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

水道施設について、最後の質問をしたいと思います。

質問というか、お願いでもありますけれども、水道料金の改定を令和6年7月に行いました。市民の皆さん方に御負担をお願いして水道事業の維持管理についてやっていくということが主な話であったと思います。県内も水道事業の運営については非常に厳しさを増しておりますが、なかなか値上げの話はできますけれども、それをできない状況のところもあったと思います。ですから、この値上げをしたことによって、維持管理がどのくらい進んでいるのかというのを私は市報であったり、またホームページに掲載をしていただいて、実際値上げをした分で、このインフラ整備をこのようにしてやっているということを市民の皆さん方に知らせるということは、やはり値上げをして負担をお願いした以上は、その情報

発信はしていただきたいと思います。それがないと、実際2.2%の数字だけが皆さん方の頭にあって、実際今はどこまでなっているのかということになってくると思いますので、水道課として、その辺の市民への周知というのをもう一度考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今回の議員からの一般質問で更新工事等の状況を説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるように、市民に対して今の水道工事の進捗状況等の発信は必要と考えております。市長と語る会の中でもそういった御意見をいただいておりますので、市報とか、そういう発表の状況をメディアというか、そういったところをいろいろ検討しながら、ぜひ状況をお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

ぜひ透明性がある形で、市民の方々にも発信をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校施設の空調設備についてお伺いをしたいと思います。

これは伊東議員のほうからも質問がありましたけれども、今後の特別教室の空調設備についてということで、令和7年、令和8年度までは一定の答弁があったと思います。その中で、少しモニターを使って一例を挙げさせていただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これは市内学校の家庭室、いわゆる調理等をやられるところですけれども、こちらのほうには空調施設は入っておりません。2枚目ですけれども、扇風機が4台置かれています。こういう形で置かれておりますけれども、これは一例としてお話を聞いたわけですが、やっぱり調理等はほかの教室ではできない。結局、これまでの答弁にありましたけれども、普通教室でも授業が可能な分については対応されて、工夫をされているということでお伺いをしていますが、中にはこういう形で家庭科の調理等は普通教室ではできない部分があります。実際オール電化であったり、またオール電化が入っていないところはガス等でもやられておりますが、そういうのを利用した場合は、やっぱり室温は必ず上昇をします。学校では地域の皆さん方の協力を得て調理を行われる、そういう事業もやられているところがあると聞いています。そういう中で、空調がないと、非常に実際厳しいという意見は聞いています。ですから、理科室であったり、音楽室であったり、こういう施設に関しては、現場の声を最大限、

今も聞かれていると思いますが、聞いていただいて、空調の特別教室の施設整備についてはやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

学校の特別教室の空調設備について御質問いただいております。

特に小学校のほうで理科室、それから家庭科室のほうの特別教室に空調が設置できていない状況です。先ほど議員から御紹介いただいたように、学校のほうとも優先順位等お話をさせていただきながら進めているところです。

理科室につきましては、令和8年度になりますけれども、5つの小学校につく計画をしております。ただ、家庭科室については、まだその計画が具体的にはなっておりませんので、今後も学校とお話をしながら、優先順位を決めていただいて、計画的に設置していきたいというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

ぜひお願いをしたいと思いますが、実際、鹿島市において鹿島市的小・中学校の特別教室の空調設備の設置なんですけれども、最初の答弁でありましたけれども、小学校が57%、中学校が53.4%という形でありましたが、実際その目標として、いつぐらいをめどに100%により近づけようと考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

特別教室といいますか、今、設置率というのが、学校ごとに保有している教室数に対して何部屋つけているかということでお答えをしています。

御承知のとおり、少子化が進んでおりまして、本当に今必要な教室が何教室ぐらいあるのかという部分のところまで正確に把握ができておりません。そこは、うちのほうの施設整備の担当、それから学校のほうにも御訪問いたしまして、正確な把握をした上で、本当に必要な教室には設置をしていくというふうな気持ちでおります。

また、学校には様々な特性を持ったお子さんもいらっしゃって、そのお子さんたちのための少人数の教室もつくる必要があります。そういう意味では、時代とともに、教室の在り方も変わっているところです。なので、特に御要望あるところについては優先的に設置していきたいですし、必要なところには計画的に設置を進めたいというふうに思っています。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

答弁いただきました。

先週、市内の学校を幾つか回らせていただきましたけれども、先週までは、体感としては、教室に入れば、空調が効いていないところは非常に暑いなというのを感じたところであります。

また、学校別で設置が非常に進んでいるところは80%を超えるぐらいの設置率があるんですけども、それが進んでいないところは、東部中でいえば41%であったりとか、ほかの学校でも40%台ぐらいのもありますので、その辺を考慮されながら取付けに向けて計画的にやっていただきたいと思います。

もう一つですけれども、これは今回の質問の中で非常に多かった体育館の空調設備についてですけれども、こちらについて質問をさせていただきたいと思います。

これは一例ですけれども、先日、文教厚生産業委員会のほうで市内の若い方々との意見交換をしました。その中で、ある中学校の保護者が、これは剣道部の保護者でしたけれども、夏休みの練習時間は20分しかできないと。体育館の中で練習時間は20分と決められているのでというお話をありました。子供たちのために練習時間を確保しないといけないので、嬉野市のリバティを借りて利用をしながら、練習をされているという意見があつて、一日も早く市内の体育館でそういう空調施設を整備してもらいたいという声もありました。

また、これはずっと鹿島市においては以前からあつて市子連においても、やはり夏の市子連は子供たちのことを考えれば無理だと、時期をずらそうという形で今回初めて秋に実施をするような形になっています。こちらも県子連とかもありますので、その影響、また今まであったイベントをずらすことによっての影響等もありますので、これまでの答弁にありましたけれども、どこかにつけると、どこかの不満とかありましたが、まずは1か所どこかに設置をするということを決めた上、設置に向けて動いていただきたいなと思っています。

小学校はなかなか難しいのかもしれませんけれども、よければ西部中学校の体育館に設置をすれば、いろいろな大会であったりとか、また部活動であったりとか、小学校、また一般の方も使えたりとか、駐車場もそれなりに確保できていますので、その辺を含めて、積極的に取り組まないといけないんではないかなと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

小・中学校の体育館のほうに空調の設置をという御意見、今議会でもたくさんいただき

いるところです。その中で、佐賀県のほう、かなり設置ができていないということも御報告をさせていただきました。

確かにどっかの学校につけてしまうということになると、ほかの学校との公平性でありますとか、部活動でいいますと、外でやっている競技もありますので、じゃ外はどうするんだということもあります。ただ、時代の流れとして、避難所という観点もありながら、例えば、市民体育館であるとか学校の体育館への空調設置は確かに少しづつ進んできているところです。

先ほど御紹介いただいた西部中学校につきましても、そう遠くなく長寿命化改良工事が必要だと思います。西部中は特に長寿命化の工事をやるに当たっては、空調のことも頭に入れながら、ほかの学校のことも考慮しながら検討していきたいというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

今おっしゃったように、長寿命化も西部中はここ近いうちにやらなければならないところでもありますので、それに合わせてということもあります。

これは財政課のほうにお聞きをしたいと思います。

今回、この体育館等の施設の空調管理について、国では空調設備の臨時交付金というのが創設を昨年されました。これは補助率は2分の1の補助がついております。補助単価も従来よりアップをして、平米当たり35千円が53千円と1.5倍になっていると。地方の負担分の100%に地方債の充当が可能だと。この分については交付税措置も50%あるということあります。

これまでの質問で江頭次長のほうからあっておりました、断熱性の確保についての予算、また体育館空調の光熱費にもかかってくるということでありましたけれども、体育館の空調光熱費には交付税措置がされるとあります。また、断熱性の確保については、まず空調施設を整備した後に年をまたいでもいいということで、断熱性の確保についての要件もついております。

このような整備を考えていくなれば、恐らく、私は財政課ではありませんから、詳細は分かりませんけれども、1億円の事業をやった場合に2分の1の負担があれば、約50,000千円出てきます。ですから、50,000千円の地方負担額に100%の地方債の充当が可能であって、その分の50%について交付税措置があるとすれば25,000千円、ですから1億円の事業をするとすれば、実質の地方負担額は25,000千円になると。このような補助、交付金が新設をされたならば、ぜひ検討していただきたい。

いつも私は財政的な問題で質問をさせていただきますけれども、必ず財政課長は、国の交

付金、また県の補助金等も活用しながら、そして地方債、特に交付税措置がより優位なものを探討しながら財政運営を進めていきたいという答弁をいただいております。そういう意味において、この空調設備の今回の交付金というのは非常に地方の自治体にとってはやりやすい環境に持ってきていたりではないかと思いますけれども、その辺、財政課長としてはどのように考えられますか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

確かに近年、議員から御紹介あったように、補助金等の制度も創設しております。ただ、今、教育次長が言ったように、そういうのは事業の優先順位とかを実施計画とかに計上して、序的にこれをやっていくうというのは全体で決めていくことでありますので、確かにそういう有利な起債がある分は取り組めますので、優先順位とか有利なものにはなってくるということを考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

空調施設については、整備について最後に市長にお伺いをしたいと思います。

この空調設備の交付金の期間が、令和6年度から令和15年度ということになっています。期間が限られていると。恐らくこれから県内の市町でもこれを使ってやっていくういうところがあるとも聞いています。ただ、国の補助はいつも最初は非常に厚い負担でありますけれども、途中から財源がないとか、そういうことで2分の1が3分の1になったりとか、後になればなるほど厳しい要件になってきますので、一番この負担が、また地元の負担が軽減されるときに、ぜひ1校でもいいですから、まずは鹿島で取り組んでみると、そして子供たちに対してやっていくんだというのを見せてもらうことが大事だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、一般質問で体育館の空調については、多くの議員から質問がありました。

おっしゃったように、地元の自治体だけでできる事業ではもちろんありませんので、今、議員が言われたように、国の手厚い交付金、こういうものを活用しながら当然やっていかなければいけないと思っております。

もう一つが、まだよその自治体も体育館の空調の整備というのは進んでおりませんので、当然よそも同じようにやりたいと手を挙げるところがいっぱいあるということを考えれば、我々も積極的な設備についての考えを持っておかなければいけないと、そういうふうに思っています。

どういう形でというのを考えていかなければなりませんが、議員おっしゃったように、世の中の流れ、いろんな交付金を活用していく、そういうことを総合的に考えてやっていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

特に来年度は第八次総合計画、いわゆる市においては一番の上位計画の策定になりますので、この辺を考慮に入れながら進めていっていただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

トイレの洋式化についての質問ですが、こちらもちょっとモニターを見ていただきますが、これが今、洋式化でされているところ、市内の小学校の施設です。こちらが和式ということであります。

実際私も幾つかここを見に行ったときに、子供たちが利用されるのはほとんど洋式に入られていて、洋式じゃないと、待っておられたというケースもありました。先生方に聞くと、やっぱり生まれて、そして保育園、幼稚園とか進んでいっても、皆さん洋式ですよね。なかなか和式はないということで、和式ですることが非常に苦手な子供たちもいるということで、できるだけ洋式にというお話をありました。

実際、休憩時間が10分で、トイレに洋式のほうに並んで授業に間に合わなかった例とかもあるみたいなので、この辺は早急に担当課としても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

小・中学校の洋式トイレの整備についてお答えをいたします。

現状で小学校、中学校ともにおおよそ半分程度が大体洋式のトイレには変わりました。ただ、トイレの洋式化を進めることにつきましては、松尾市長のほうからも指示を受けている案件でございます。早期に解消すべき課題というふうに捉えています。

今年度につきましては、西部中学校の生徒が利用する校舎のトイレの洋式化を中心に取り組みました。和式からの変更となる18基の洋式トイレの設置と、既存の洋式の便器の更新を行っているところです。

今後も、それぞれの学校の子供さんの数に対してトイレの数もありますので、その辺も考慮しながら、計画的にトイレの洋式化については取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

この洋式化率についても一概には言えませんけれども、数値データとかを見ると、洋式が一番進んでいるところは88%ぐらいの洋式化率があって、進んでいないところは30%前半とかありますので、この辺のバランスはよく現場のほうと話を聞いていただいて、やはり子供たちがいつでも利用できる、そういう環境づくりに努めていっていただきたいと思います。

最後になります。最後の質問ですけれども、これも伊東市議のほうから質問がありました。令和6年に用務員が1人体制となりまして、1年半がたっているということになります。これは財政的な問題があって、恐らく当時の削減が6,500千円ぐらいだったかなと思いますけれども、やはり1年半がたって、学校の方々にお聞きをすると、敷地面積が広い七浦小学校とか能古見小学校の管理が1人ではなかなか厳しいという声を聞いております。ほかの学校施設も一緒だと思うんですが、この辺をもう一度、どのような形で学校管理をやっていくかというのを私は考えなければならないんじゃないかなと思います。特に七浦小学校とか能古見小学校は敷地面積が非常に広いですよね。そういう中で、一つの枝だけでも管理も非常に難しい面があると思いますので、そういう面については外部に委託をするのか、もしくは用務員が今1人体制になっておりますけれども、そういうところには週に2回とかお願いをして2人体制にするとか、その辺の工夫をしないと、やっぱり学校の現場も含めて、非常に難しいんじゃないかなと思います。特にこれだけ暑いと、用務員が日曜日出でやってくださいというのも、なかなか現場サイドでは難しいと思いますので、その辺、担当課の見解があればお聞かせいただければと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

学校の施設管理が不十分な点が出てきているんじゃないかということの御質問をいただいているところですけれども、御紹介いただいたように、小学校の用務員2人体制であったものをシルバー人材センターに委託していた分を削減させていただいたところです。当然今までどおりの状況ではありませんので、手が届かない部分も確かに出てきているのは、現場のほうからの声も聞いているところです。

今年度から新しい予算として、小学校300千円、中学校300千円だと思います。伐採の委託料を計上して、優先順位をお尋ねしながら、学校ごとに伐採をしていくような予算の確保を

いたしたところです。そういうところから、緊急性とか安全性を考慮して優先順位を協議しながら進めていきたいというふうには考えております。

また、予算の有効活用を念頭に置きまして、学校敷地が広かったりとか、山間部とか斜面を有するなど剪定や除草作業に支障が非常に大きい学校も確かにございます。その学校のためには、その取組を行うために予算措置がかなうように注力していきたいというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

用務員が2人いたのが1人になったということで、学校側の負担というのは、先生方を含め、大きくなっているのは実情だと思います。他市の事例も見ながら、この1人体制へかじを切られたと思いますが、しかし、かじを切った後であっても、やはり修正しないといけない部分は修正をしないといけないと思います。学校の管理があつて初めて、子供たちが安心で安全な学校生活を送れると思いますので、その辺は教育委員会のほうでまとめていただいて、財政課としっかりと協議をしていただきたいと思います。

もう一つ、学校の維持管理を聞いていく中で、桜の木の古木、古い木が市内の学校に非常に増えてきていると。その中で、多分2か所ぐらいだったですかね、木が折れてという事象がありました。生徒さんとか、ほかの方に何かけががあったりしていませんが、実際見てみると、本当に古い木が多いということあります。

全国的に調べると、やはりこういう木が折れて子供さんたちにけがあったとか、そういう事例もあるみたいですので、ぜひ一度、現時点において、用務員ができるのか、専門のそういうところにお願いをするのかあると思いますが、ぜひ調査、点検というのをしていただいだいとうが、私は現場を見ながら思いましたけれども、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

実は今、松田議員御指摘いただいたことが課内で話題になっておりまして、どういう形で点検をしたほうがいいのかというところで検討させていただいているところです。これはどこかの学校ということではなくて、どの学校にもあることですので、その準備といいますか、検討は進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

ぜひお願いをしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、学校等の空調設備については、ぜひ担当課としてもしっかりと協議、また計画等をお願いしたいと思います。

先ほど笠継議員のほうからも質問があつていただきましたけれども、体育館等は避難所も兼ねておりますので、実際、コロナのときに思い出しましたが、コロナのときに台風があつて、かたらいが非常に密になって、そこだけだったというのが鹿島市の弱点とかになつてた部分もありますので、ぜひ西部中とかほかの学校でそういう空調施設があれば、もう一つの防災の拠点という形にもなると思いますから、その辺は総合的に考えていただいた上で、空調設備を今後お願いしたいと思います。

最後の質問に行きたいと思います。

デジタル化のほうなんですけれども、先ほどプレミアム付商品券のことについて答弁がありました。紙ベースが66%、そして電子版が12%ということで答弁ありましたけれども、担当課として、この検証はどのように考えておられますか。初めて取り組んだ事業が12%しか売れていないということは、やはり非常に重く受け止めなければならないのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

プレミアム付商品券の販売状況が思わしくないのではないかということについてお答えいたします。

現時点でのプレミアム付商品券の販売状況については、紙商品券が比較的好調である一方で、電子商品券の販売率が低めとなつております。これはほかの自治体の先行事例でも同様の傾向が見られており、特に電子商品券は今回初めての取組であることから、市民の皆様にとってまだなじみが薄い部分があるものと考えております。ただし、これまでの事例では、最終的には全ての商品券が売り切れていることも確認しており、2次販売を通じてさらに皆様に御案内し、購入いただけるよう取り組んでいく所存です。

電子商品券の普及促進に関しては、これをきっかけに市民の方々に使いやすさや利便性を知つていただけるよい機会と捉え、今後、広報や支援体制を強化しながら、取組を進めてまいります。しかしながら、議員御指摘のとおり、販売状況としては楽観できるものではありませんので、より効果的な対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

まず、財源の内訳等ももう一度確認の意味で質問させていただきたいと思います。

午前中の中村議員の質問の中で委託費はどのくらいだったかということで、デジタルの部分については10,000千円ということで答弁があったと思いますが、実際この事業について確認の意味で質問しますけれども、実質プレミアムの分については1千円の5万セットということで50,000千円で、事務経費はこの事業をする前の文教厚生産業委員会の協議会の資料を見ますと、事務経費が38,000千円ということでなっておりますけれども、まず、このプレミアム付商品券に事務経費として38,000千円の確認と、この事業について国の交付金が、そのときの資料ですけれども、55,738千円、ふるさと納税基金からの繰入金が32,262千円となっていますが、大体この数字で間違いありませんか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

プレミアム付商品券の金額についてお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりの金額でございます。全体の事業費としましては88,000千円、その中の業務委託事務経費としまして38,000千円となっております。システム構築費など電子版に要する費用が大体10,000千円程度、そのほか広報媒体や紙商品券に関する費用、コールセンターの事務運営費などがかかるております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

それでは、少し1つずつ質問したいと思いますが、先ほどおっしゃったように、電子版のほうが12%ということになっています。将来的にDXを鹿島市として取り組んでいく中で、また時代の流れ上に、こういう電子版を取り入れていくことは必要だとは思います。しかし、実際現時点で販売が思わしくなかったのが事実でありますと、その後に、てのひら市役所のほうにぱっと第2弾という形で載ってきました。本来であれば、これは市長も議員の経験がおりなので、好評発売、全部売れましたから第2弾に行きますということだったら分かりますけれども、実際売れていない部分についての第2弾を事業としてやるときには、やはりこれだけの88,000千円の事業費でありますので、議会については、販売額であったりとか、そういうところの情報提供されて、そして第2弾としてこのような形で取り組むけれどもという、そのプロセスはあってよかったですんじやないかなと思います。正直、てのひら市役所に入ってきたときに思いました。えっ、第2弾でということと、もう一つは、申込制ではないので、これは性悪説に立つとするならば、紙版だったら、恐らく人は何枚でも買えるような形になるんじゃないですかね。自主規制という形で守ってくださいという文面は載ってお

りましたけれども、いろいろな市内の郵便局であったりとか購買できるところはありますので、その辺は逆に不公平感が出てくるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

2次販売のことについてお答えいたします。

2次販売をするに当たって議会への説明が必要ではなかったのかという御意見についてでございます。当初から2次販売をする可能性はあることはこちらとしては思っておりましたので、その辺りについては2次販売の可能性については、スケジュール感的にこのスケジュールで大体このときに2次販売を始めようというふうなスケジュールを委託業者と組んでおりました。そこについては説明の責任、議員の皆様に説明できていなかったことについておわびを申し上げます。

あと、今回の紙の商品券については先着順となっておりますので、その辺が性善説に基づいているのではないかということですけれども、こちらについては、一旦、申込制をしまして、申し込んでいただいた方のチェックをかけて、そして当選発表して引換券をお送りしております。第1弾でそこで公平性を担保しておりますので、2次販売については、先着順というところで、皆さんにルールを守って購入していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

このプレミアム付商品券については、確かに市内の皆さん方、また市内の企業、そして商店の方には経済効果はあるとは思います。ただ、私もこの商品券についていろんな方々と話をする上で、よく言われたのは、本当にこの物価高等で苦しんでおられる方々、本当に厳しい方々に行き届かないんではないかということをよく聞きました。4千円で確かに1千円、25%のプレミアはつくかもしれません、実際本当は4千円も出せないという方がおられるわけで、それがこの現状になっているのではないかと思います。以前取り組まれましたけれども、「まるごと応援券」、こちらについては市内皆さん方に配付をしていただいて、非常に喜ばれたと思っています。

今よくテレビ等であるのは、ここ1年、米の5キロ、10キロのお金が高いと。昨日も見て回りましたけれども、先日、七浦の千葉市では新米まつりということで4千円を切るという形で5キロが売られておりましたけれども、実際、小売店で見ると4,500円前後になると。やっぱり皆さん方、市民にとって大事なのは公平性であったり、平等性であったり、今みんなが苦しいときであれば、皆さんのところに「まるごと商品券」という形で市が配付

をして、地域経済をもう少し浮揚させるようなことをやりながら、少し落ち着いてきたときにプレミアム商品券でさらに事業者の皆さん方への支援をやっていくという形が私はよかつたんではないかなと思っています。

そういう意味で、今回、2次販売がありますけれども、自主規制によってかもしれませんのが、実際上、また4千円で買える方は買うでしょうし、買えない方は買えないという状況があると思いますので、この辺は政策的な判断になりますが、市長にお願いですけれども、少しの辺を検討していただいて、今後の事業に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、非常に物価が高騰しております。やっぱり言われるように、市民生活にいろいろな影響が出てきているというふうに私も思っています。物価高騰そのものを自治体だけの力だけで抑えることが非常に難しいということで、今、国の重点支援地方交付金、どう活用するかということは大変重要なことであるというふうに考えております。

住民税非課税世帯の給付につきましては、国の方針の下、実施をしておりまますし、本市においても迅速に対応してまいりましたところです。さらに、本市独自の取組として、学校給食費の保護者負担金の軽減など、特に影響の大きい世帯への重点的な支援を確保してまいりましたところです。

今回、このプレミアム商品券を発行した経緯、議員も言われましたけど、より経済効果が大きくなるようにということで、例えば4千円の「助かつ券」を市民に配った場合には、27千円として180,000千円ぐらいのお金がかかりますし、それにまたいろんな経費がかかってきます。今回、プレミアム付商品券は発行総額が250,000千円ですので、そのことを考えれば約2.5倍ぐらいの経済効果ということで、我々も市内の事業者、商店の人たちもかなり苦しいだろうという思いの中で、今回このプレミアム商品券を発行させていただきました。今すぐにこの物価高騰対策が収まるということは考えられませんので、今後、市民生活がどうであるのか、そのことも考えながら、今後の支援策についても、我々も考えていきたいというふうに思いますし、もう一つは、やっぱり新しい方向性を持って、このデジタルのやり方というのも、一定程度、我々も市民の皆さん方に理解をいただきながらやっていくということも考えていかなければならぬというふうに思っておりますので、その両方の側面から、今後の市民の生活への支援策というのを考えていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

先ほど「まるごと商品券」のお話をさせていただきましたけれども、主要成果の説明書の中にありましたので、それでいえば、商品券の総額が当時の人口が2万7,399人に1千円の3枚ということは3千円、これが82,197千円という形になります。恐らくこれに事務費が一定程度かかっておると思いますが、多分1億円前後でできた事業だと思います。その実質使用率が98.35%、本当に100%近い人たちがこれを利用されているということは、それだけ市民の皆さん方にとって本当にありがたい施策であったと思います。こういう施策を鹿島市はここ何年か、うまくやっておられたと思います。

先ほど確かに時代の方向性という形で、デジタルの分野ということで市長はおっしゃいましたけれども、実際そこまで、もう少しその前の段階でやれる施策を僕はやらないといけなかつたんじゃないかなと思います。それは物価の高騰、特に米とか、そういうのが本当に市民の身近な問題だと思いますので、その辺を考慮して今後の施策に取り組んでもらいたいと思います。

もう一つ、担当課の方にですけれども、デジタルを進めないと消費の喚起とかあると思いますが、やはり地元の商店、また企業のほうも聞き取り調査をやられて、なぜデジタル版が12%ぐらいしか伸びなかつたのか、その辺はもう一度検証された上で進めないと、いや、これは売り切れるまでやりますということはいいんですが、やはりスピード、時間というのは非常に大切だと思いますので、その辺はもう一度、今66%と12%だったことの検証をしっかりやっていただきて、次の施策に向けてやっていただければと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今回、水道事業、そして小学校、中学校の空調を含め管理、そしてプレミアム付商品券と市が今やられているデジタル化の取組について質問しましたが、やはり市民に寄り添うというか、子供たちに寄り添うというか、そういう形での施策にぜひ取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で9番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は10月2日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時15分 散会